

平成28年12月 第474回定例会 一般質問

平成28年12月5日（月）

一般質問議員及び質問要旨

期日	順位	質問議員	質問要旨	ページ 番号
12 月 5 日 (月)	1	棚井裕一	1 高齢者の交通事故防止に向けて (1) 免許自主返納者への支援策 (2) 対策や支援策などを協議する組織づくり 2 沢庵禅師を活用した産業振興 (1) 沢庵漬けサミットの開催 (2) 新たな商品開発	12～20
	2	川崎朋巳	1 第2子の保育料等無料化による子育て支援の充実について 2 蔵王坊平アスリートヴィレッジの今後の展望について (1) 蔵王坊平アスリートヴィレッジ将来構想の見直し (2) 水を利用した運動後の筋肉冷却設備の整備	20～33
	3	枝松直樹	1 カミン再整備の方向性について (1) 市民及び関係者の合意形成をどう図るか (2) 市民が行き交い、観光客も立ち寄る施設へ ア 温泉健康施設の整備 イ クアオルトの拠点施設としての整備 ウ カミン美術館の整備 2 保育所の機能充実について (1) 年間を通じた待機児童ゼロの実現 (2) 障がい児の受け入れ態勢の充実 (3) 病児保育の実施方法 (4) 第2子の保育料等無料化実現 3 一斉フッ素洗口の中止について (1) 保育園において	33～47

		(2) 小学校において	
4	佐藤光義	1 ワイン特区取得による今後の展開について (1) 近隣市町との広域連携 ア 広域協議会の設置 イ ワインツーリズム商品の開発 (2) ワイン用ブドウの生産拡大策 ア 指導者の確保 イ 園地の集約化 ウ 遊休農地の活用	47～55
5	守岡等	1 安心できる介護サービスのあり方について (1) 空き家等を活用した介護事業所への支援 (2) 要支援者への介護予防・日常生活支援事業のサービス水準維持 2 地域の支え合いによるひきこもり対策の強化について (1) 交流センターの設置及び運営に対する行政支援	55～64
6	井上学	1 市民が一丸となる「子育て応援宣言」について 2 更なる子育て支援の充実について (1) 高校卒業までの医療費無料化 (2) 学校給食の無料化	64～70

上山市議会会議録

第474回定例会
一般質問抜粋

平成28年12月5日（月曜日） 午前10時 開議

議事日程第2号

平成28年12月5日（月曜日）午前10時 開議

日程第 1 一般質問
(散 会)

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

出席議員（15人）

1番	守 岡	等	議員	2番	井 上	学	議員
3番	高 橋	恒 男	議員	4番	谷 江	正 照	議員
5番	棚 井	裕 一	議員	6番	川 崎	朋 巳	議員
7番	佐 藤	光 義	議員	8番	尾 形	み ち 子	議員
9番	長 澤	長右衛門	議員	10番	中 川	と み 子	議員
11番	枝 松	直 樹	議員	12番	浦 山	文 一	議員
13番	大 沢	芳 朋	議員	14番	高 橋	義 明	議員
15番	坂 本	幸 一	議員				

欠席議員（0人）

説 明 の た め 出 席 し た 者

横 戸	長 兵 衛	市 長	塚 田	哲 也	副 市 長
鈴 木	英 夫	庶 務 課 長 (併)選挙管理委員会 事 務 局 長	鈴 木	直 美	市政戦略課長

金 沢 直 之	財 政 課 長	舟 越 信 弘	税 務 課 長
鏡 順	市 民 生 活 課 長	尾 形 俊 幸	健 康 推 進 課 長
土 屋 光 博	福 祉 事 務 所 長	富 士 英 樹	商 工 課 長
水 田 晃 裕	商 工 課 副 主 幹	平 吹 義 浩	観 光 課 長
前 田 豊 孝	農 林 課 長 (併) 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	藤 田 大 輔	農 業 夢 づ くり 課 長
近 埜 伸 二	建 設 課 長	秋 葉 和 浩	上 下 水 道 課 長
齋 藤 智 子	会 計 管 理 者 長 (兼) 会 計 課 長	佐 藤 浩 章	消 防 長
古 山 茂 満	教 育 委 員 会 長 教 育 課 長	太 田 宏	教 育 委 員 会 長 管 理 課 長
加 藤 洋 一	教 育 委 員 会 長 学 校 教 育 課 長	井 上 咲 子	教 育 委 員 会 長 生 涯 学 習 課 長
鏡 裕 一	教 育 委 員 会 長 ス ポ ー ツ 振 興 課 長	板 垣 郁 子	選 挙 管 理 委 員 会 長 委 員 長
花 谷 和 男	農 業 委 員 会 長 会 長	大 和 啓	監 査 委 員
渡 辺 る み	監 査 委 員 長 事 務 局 長		

事 務 局 職 員 出 席 者

佐 藤 毅	事 務 局 長	遠 藤 友 敬	副 主 幹
渡 邊 高 範	主 任	後 藤 彩 夏	主 事

開 議

○坂本幸一議長 おはようございます。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第2号によって進めます。

日 程 第 1 一 般 質 問

○坂本幸一議長 日程第1、一般質問であります。

初めに、5番棚井裕一議員。

〔5番 棚井裕一議員 登壇〕

○5番 棚井裕一議員 おはようございます。

議席番号5番、会派蔵王、棚井裕一、通告に従い質問いたします。

初めに、高齢者の交通事故防止に向けて。

連日のように、高齢者ドライバーの交通事故

が報じられ、それに伴う通学途中の子どもたちを初めとした被害者も後を絶たない状況です。警察庁によると、全国で約1,700万人いる65歳以上の免許保有者のうち、昨年の自主返納者は約27万人で、全体の2%にも届きません。また、昨年は75歳以上の約163万人が免許更新時に認知機能検査を受け、約5万4,000人が記憶力、判断力が低いと判断されています。改正道路交通法が施行される来年3月からは、記憶力、判断力に乏しいとされた75歳以上の方は、医師の診断を受けるよう義務づけられるようになるということです。これらの法改正もさらに強化を待たれるところです。

自動車の運転は、言うまでもなく危険が伴います。自分自身に限らず、同乗者、ほかの自動車や歩行者にまで大きな被害をもたらす危険性を持っている凶器とも言えます。このような危険性が他人ごとでなく身近にあるものだと認識し、運転免許証を所持しているプライドを持って、自主的に運転免許証を返納する社会を実現するのも今後の課題と言えます。家族も、利便性のみとらわれず、返納後の生活をともに支えながら送るスタイルが当たり前だという考えも必要かと思われまます。

一方で、地方都市においては利便性の高さから、自動車は生活の必需品とも言え、その所有率の高さが物語っています。高齢者にとっても、通院や介護、買い物など、何をするにも自動車での移動が基本という生活をこれまでしてきた中で、生活パターンを変えろという不便さを選択する余地はないような状況です。また、運転できているという自分自身の尊厳自体を否定されたように感じ、かたくなに返納を拒む方も多く聞いております。さらに、運転するという緊張から解放されると、かえって認知症を

引き起こしたり悪化させたりする原因になるという報告もあります。

また、周りの人たちは、尊厳を傷つけまいとトラブルを避けるため、返納を迫れないという話も多いと伺います。かわいがっている孫に勧められ、ようやく返納に応じたり、孫に運転卒業証書をもらい、区切りがついたという方もいるそうです。

さて、本市における高齢者の運転免許証自主返納者の状況は、平成26年度に51件、平成27年度には57件、さらに今年度10月までで44件と年を追うごとに増加する傾向にあります。しかしながら、運転免許証自主返納者に対する本市の支援策の利用者数は伸び悩んでいます。自主的に免許証返納に結びつける魅力を兼ね備えたものにしないと、その後の展望が見えない不安が募り、返納や利用に二の足を踏むことになりかねません。

そこで、本市における運転免許証自主返納者に対する支援事業の充実を提案いたします。もちろん、返納前の生活と返納後の生活が同等になるまで行政が支援するというところまでは、自助・公助の側面からも求めるべきものではありません。自動車を所有し維持することと同等の負担を負いながらも、自主返納した高齢者の利便性の確保と、より安全な地域の実現、そして加害者や被害者を生まないための施策を実現すべきです。

現在、本市が行っている支援策、即ち市営バス、市営予約制乗合タクシー回数券5,500円分の交付については、支援額としてはごくわずかな期間に使い切ってしまうものであると言わざるを得ません。この支援額を2倍程度に引き上げたり、1回のみを2年や3年の複数年度にしたりといった内容の充実をすべきと

考えます。

さらに、利用する際の公平性を期すため、適用する交通機関を民間のバス会社やタクシー会社にも拡大すべきと考えています。これらの交通機関は、自主返納者には料金を一律1割引きにする支援を行っています。それらを行政の支援として、さらに割引額を上乗せするなどを行えば、利便性が確保され、交通事故の防止も見込めると考えます。高齢者一人一人の置かれている状況の違いもあり一概には言えませんが、積極的に利用しようと思えるような支援策を実現すべきと考えます。市長の御所見を伺います。

次に、高齢者の事故防止に向けて対策や支援策を協議する組織づくりについて質問します。

行政として取り組むべきことは、今、申し上げた支援策を含め、免許証返納という本人にとっての一大決心を少しでも乗り越えやすくし、またその後の生活を快適にできるように環境を整備することも重要です。新たな支援策を模索するのみでなく、支援する、あるいはさせることが意欲の低下や能力の否定ではなく、新たな意欲をかきたて、能力を発揮していただきながら、移動する足を奪われることによる不便さを少しでも軽減したりする社会の実現も必要不可欠です。

その一つの方法として、これまで安全に運転し、社会に貢献していただき、現在の上山市を支えてくださったことに対し、また自主返納いただいたことへの敬意をあらわすとともに、その豊かな経験を運転者目線で安全な社会づくりへとお手伝いしていただく方法もあるかと思えます。

現在、学校や交通安全協会などが主体となっ

て行われている通学路での児童・生徒への見守り運動への参加や、園児への交通安全教室開催

時にお手伝いいただくなどのボランティア活動を、高齢者の自主返納者に積極的にお願いするなどです。

現在も、交通安全協会を初め各種団体では、交通安全の実現に向け通学時の安全や歩行者の安全など協議され、さまざまな取り組みがなされています。地区会の方を初めとした協力のおかげで、子どもたちの安全に寄与しているものと思われま

す。こうした取り組みに、運転経験を持った意欲ある高齢者が参加していただければ、より安全性が増すものと思います。

以上のような施策を含め、さまざまな支援を実現し、高齢者の自主返納を促し、安全な社会を実現するためにも、交通安全協会や交通安全推進協議会で、これらについて早急に話し合う場を設けるべきと考えます。また、必要があれば、警察、商店街、道路旅客運送業など、関係団体を交えた協議会の設置を要望いたします。

それこそが、ひいては第7次上山市振興計画に方針づけられているように、元気な高齢者が、みずからの運転者としての経歴やドライバー目線での安全確保という知識や技術を生かしながら、生きがいを持って活動、交流できる場の充実にも寄与するものと考えます。市長の御所見を伺います。

次に、沢庵禅師を活用した産業振興について質問します。

上山藩藩主土岐頼行に大きな影響を与えたとされる沢庵禅師。茶道千家に大きな影響を与え、織田家や徳川将軍家からも帰依を受けながらも、名利を求めず、清廉潔白な生き方に土岐氏が心を打たれたとも言われています。

また、本市のほか京都、大阪、兵庫県豊岡市（旧出石町）や東京にもゆかりの土地があり、その人柄がうかがえます。

本市では、春雨庵においてたくあん漬けを考案したとされる、この沢庵禅師をしのぶ香の物祭が毎年行われています。山形県漬物協同組合が実施していて、第35回目が先日行われました。松山地区会や子ども会、女将会の協力のもと、供養祭を初めたくあん漬けの漬け込み式、湯漬けの試食や輪投げ大会、即売会など、ふだんは静寂のたたずまいを見せる春雨庵が、その日は子どもたちのにぎやかな声に包まれていました。

そこで、この地域資源をさらに生かし地方創生に役立てるため、この供養祭並びに香の物祭に対し、さらなる支援の拡大を図るとともに、たくあん漬け発祥の地とも言える本市にとって、イベントとなる「たくあん漬けサミット」の開催を提案します。

全国各地のたくあん漬けが一堂に会し、沢庵禅師が考案した古式ゆかしいたくあん漬けを初め、各地のさまざまなたくあん漬けを食べることができる機会を設けることにより、本市をPRすると同時に観光資源の振興にも寄与するものと思われま

す。また、沢庵禅師にゆかりのある東京品川区や大阪堺市、兵庫県豊岡市などにも参加を呼びかけることにより、交流人口の拡大や地域の活性化にもつながるものと思

います。市長の御所見を伺います。最後に、沢庵禅師を活用した産業振興の2つ目として、また、たくあん漬けサミットをさらに広げるために、新たな商品開発を提案します。

例えば、お土産として利用しやすいような個別包装で手軽に食べられる商品、本市産ワインに合うような商品、たくあん漬けが苦手な人でも食べたいような商品、さらにはたくあん漬けが発酵食品ゆえに前面に押し出せる機能性

や優位性を持ち合わせた商品などです。

特産品の開発としては、地元上山明新館高校との取り組みで食用ホオズキが実績としてあります。たくあん漬けについても、試みはしてこられたと聞いております。また、温泉旅館では、たくあん漬けを活用したレシピ開発なども積極的になされているようです。

しかしながら、たくあん漬けのホームタウンとも言える本市において、本市オリジナルとして、またお土産品として人気のある商品がありません。新たな商品開発には、地元や学生を含め、アイデアを広く募りイベント化することによって、それが宣伝効果を生み、ひいては本市のPRになるものと思われま

す。また、広く募ったアイデアをたくあん漬けサミットで紹介したり、商品化可能なものについては表彰したりすることにより、話題性を呼び、さらなる本市のPRになるものと思われま

す。優良な農産物や観光特産品の販売促進を図ることも本市において課題となっています。上山の風土力を生かし、活用し、さらに高めるため、そして山形の漬物のブランド力を高めるために、ぜひ新たな商品開発を試みてみるべきと考えま

す。市長の御所見を伺います。

○坂本幸一議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕
○横戸長兵衛市長 5番棚井裕一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、免許自主返納者への支援策について申し上げます。

運転免許証を自主的に返納される高齢者の利便性がより向上するよう、平成29年度から支援内容を充実してまいります。

次に、対策や支援策などを協議する組織づくりについて申し上げます。

自主返納の推進に向けた対策等につきましては、対象となる方々の実態把握も含めて、交通安全推進協議会を構成する各機関、団体等からの御意見を伺いながら進めてまいりますので、新たな組織づくりを行う必要はないものと考えております。

次に、たくあん漬けサミットの開催について申し上げます。

サミットを開催するには、本県の漬物業界が各地の漬物業界から賛同を得るとともに、観光関係者との連携を図りながら、相当な規模の準備体制を整える必要があります。また、実現へ向けた機運が漬物業界と観光関係者により醸成されることが何よりも重要でありますので、市の支援につきましては、こうした前提が整った段階で判断するべきものと考えております。

次に、新たな商品開発について申し上げます。

土産品などの新商品の開発につきましては、民間事業者が主体となり地元の地域資源を活用し、売れる商品づくりやブランドの構築を目指して、日ごろから研究を重ね、試行錯誤しながら取り組まれているところであります。また、市内製造業者向けの試作に対する支援制度もありますので、必要とされる事業者の方に活用を促してまいります。

○坂本幸一議長 棚井裕一議員。

○5番 棚井裕一議員 ただいまの答弁に対して質問します。

本日の朝刊にも「免許返納したいけど」というタイトルで新聞にも載ってまして、県内の高齢運転者の事故がふえつつあるという報告もありました。

平成29年度から内容を充実という答弁をいただきましたけれども、これについては、平成25年3月議会で尾形議員の一般質問に対して

市長が、「まず交通の便がよくない地域を対象にしましょう。今回はそういう対応とさせていただきます」という形で答弁しておりました。平成29年度からということで、迫っているわけですがけれども、時期としては決して遠くない時期だと思えますけれども、どのような形で実現するのかということをお伺いします。

○坂本幸一議長 市政戦略課長。

○鈴木直美市政戦略課長 現在の支援額の増額、またその対象を民間のバス事業者等にも広げたいと考えております。

○坂本幸一議長 棚井裕一議員。

○5番 棚井裕一議員 支援額の増額ということで、私、支援額の増額とともに支援する回数、複数年度にわたってという回数の面でも提案したわけですがけれども、その辺はどうでしょうかということ。

あと、自主返納者といいますと高齢者をイメージしているわけですがけれども、中にはそうでない方で、いろいろな事情で自主的に返納する方も多いと思うんです。そういった、高齢者に限るのか、それとも自主返納者に対しては、全て支援を行うのかということをお伺いします。

○坂本幸一議長 市政戦略課長。

○鈴木直美市政戦略課長 まず、回数につきましては、現段階では、まず額を倍相当にしたいと考えておまして、回数は従来どおり1回と考えております。

また、対象者につきましても、あくまでも65歳以上の高齢者を対象にしたいと考えております。

○坂本幸一議長 棚井裕一議員。

○5番 棚井裕一議員 了解しました。

次に、2番目に質問した協議会についてお伺いします。

現在、冬の交通安全県民運動などが本市においても行われていると思いますが、さまざまな行事も含めて協議会なども開催されているようです。

さまざまな実施団体、交通安全協会とか安全運転管理者協会などで話し合われている内容、協議されている現在の内容などについてお伺いします。

○坂本幸一議長 市民生活課長。

○鏡 順市民生活課長 現在、交通安全推進協議会で話し合われている内容は、交通安全と事故防止に向けて、どのような啓発事業を行っていくかということをお話し合っているのがメインであります。

それから、強化月間、強化期間について具体的に各組織がどのような活動を行うかというようなことを協議したり報告したりしていることがメインとなっております。

○坂本幸一議長 棚井裕一議員。

○5番 棚井裕一議員 ということは、今、社会的な問題になっている高齢者ドライバーの安全運転や事故防止といったことに対する協議とか対策とかという内容は含まれてはいないのでしょうか。

○坂本幸一議長 市民生活課長。

○鏡 順市民生活課長 全般的な交通事故の状況、上山市内における交通事故の状況などは報告を受けておりますし、その中で、特徴的な部分は気をつけなくてはいけないということを各組織内で確認しておりますけれども、特に上山市においては、交通事故がほかの自治体よりも高齢者の割合が特に高いというような状況ではなかったもので、これまでのところは、高齢者に限ったことを重点的に話し合ってきたということはないと認識しております。

○坂本幸一議長 棚井裕一議員。

○5番 棚井裕一議員 わかりました。

協議会など、いろいろな団体があるわけですが、どのような組織からのメンバーで構成されているのでしょうか。それぞれの協議会、協会で構成するメンバーは違うと思うんですけども、どのような方たちによって構成されているのかお伺いします。

○坂本幸一議長 市民生活課長。

○鏡 順市民生活課長 交通安全推進協議会の構成するメンバーは、小中学校の校長会とか、あるいは老人クラブ連合会の代表、バスの運行者、タクシー業界の代表の方とか農業関係では土地改良区の方、安全運転管理者協議会、もちろん安協なども含まれた中で、非常に多様な団体を網羅しているものと認識しております。

○坂本幸一議長 棚井裕一議員。

○5番 棚井裕一議員 多様なメンバーというふうに、今、お伺いしました。

ただ、その中で、今回の高齢者ドライバーの事故防止という観点で考えた場合、こういったメンバーのみで果たして間に合うのかどうかという疑問点を申し上げたいと思います。

というのは、やはり、もちろん警察などの取り締まる側、そういった人たちももちろん含まれると思いますけれども、もっと裾野というんですか、高齢者に特化した、例えば医療関係者とかも含めての会合にしないと、今回の私が提案させていただいている目的を達成することができるのかどうか不安に思うんですけれども、その点はどうかお考えでしょうか。

○坂本幸一議長 市民生活課長。

○鏡 順市民生活課長 先ほども申し上げたとおり、これまで交通安全推進協議会は、全般的な交通安全あるいは事故防止にかかわって話

し合ってきたということで、今後、高齢社会ももう到来してきているわけですが、そうしたものについて、この中の分科会をつくったりすれば、かなりの部分、話し合いができるのではないかと考えております。

また、一番大事なものは、高齢者で免許返納を必要としている方がどういう方々なのかという実態が、あるいはどういう身体状況とか判断のレベルがどのぐらいの方なのか、あるいはそういう方がどういうお気持ちでいらっしゃるのかということ、まだ十分把握されていない部分があるので、そういうところは、これから解明していかなければならないことだと思っています。

○坂本幸一議長 棚井裕一議員。

○5番 棚井裕一議員 いわゆる自主返納された高齢者が、どんな理由で、例えば家族の説得とか、もう運転なんかするの嫌だとか、どんな理由なのか把握なされているんでしょうかということ。

あと、先ほど申し上げたとおり、医療関係者とか、例えば損害保険業界でも、交通事故によるけがや代償は自分だけでないという啓発というセミナーなども行っているわけですが、そういった業界にも参加を呼びかけてはいかがかなという思いも含めて提案させていただいたんですけれども、まずは自主返納の理由などは把握なさっているんでしょうか。

○坂本幸一議長 市民生活課長。

○鏡 順市民生活課長 自主返納される方の窓口は警察でありますので、警察からの情報提供という形では把握しております。高齢になったから返納する、あるいは病気になったから返納する、それから免許を使わなくなったから返納するという、3項目から4項目程度の大まか

な内容はわかりますけれども、さらに突っ込んだ内容というのは、今のところは把握しておりません。

○坂本幸一議長 棚井裕一議員。

○5番 棚井裕一議員 私も、先日、警察にお邪魔して話をいろいろ伺ってきました。その際、市の担当者の方も、それ以前にいろいろな調査というんですか、来て伺っていったというようにお聞きしていますので、今、伺ったわけです。

そのようなことも含めて、実態把握、返納を既にした人、まだしていない人、ためらっている人も含めて、そういった実態把握も含めて幅広い協議会にさせていただきたいと思います。

あともう一つ、返納した理由にもよるんですけれども、ボランティア活動など返納後の提案というのも必要ではないかということを申し上げました。

警察においては、返納時に支援策についての案内はしていると伺いました。そういったものも含めて、利便性とか支援、保護のみに限らず、どういったことで、これまでの能力というか運転の経歴というものを生かせるかということの案内などもしていただきたいという提案もしたんですけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

○坂本幸一議長 市民生活課長。

○鏡 順市民生活課長 自主返納された方の年齢構成を見ますと、大体75歳以上の方が半分以上を占めておられます。そういう方々は、さまざまな理由で返納されると思うんですけれども、気持ちが沈んでいる方に社会活動をしてみませんかと言うのも何か場にそぐわない感じがしたり、逆に、ますます気持ちが落ち込んだりするようなことも考えられますし、非常にデリケートな問題かなと思います。

そうした中で、やはり多様な、病気の人は治療に専念してくださいとか、あと地域のいきいきサロンに参加してみるのもいかがでしょうかとか、多様な働きかけをしていくということを研究していくことは、これからの課題だと思っております。

○坂本幸一議長 棚井裕一議員。

○5番 棚井裕一議員 ぜひ多様な働きかけ、その方その方に合った、何が合うかというのなかなか難しいと思いますけれども、明らかに病気で、今後、治療に専念しなければならないという方ではない人については、沈んでいるからこそ、いろいろな提案、こういう活躍の場があるんですよというふうに提案していただきたい。沈んでいるからこそ、必要以上に神経を使って支援一辺倒の考えにならないように、ぜひぜひ、運転のみでない活躍の場というのはたくさんあるんだという提案をなさっていただきたいと思います。

次に、2番目の質問に入りますけれども、沢庵禅師について市側の基本的な考え、スタンスについてお聞かせください。

○坂本幸一議長 観光課長。

○平吹義浩観光課長 沢庵禅師、たくあん漬け、質問の中にございましたけれども、それとあわせて歴史的な人物だというようなことで、大変な観光資源になり得るものと考えてございます。

○坂本幸一議長 棚井裕一議員。

○5番 棚井裕一議員 観光資源になり得るといふ答弁をいただきましたけれども、そういった意味から、学校教育においても、生涯学習においても、さらに観光資源においても、即ち市民が一体となって理解すべきであるし、その生き方、考え方に影響を受けた藩主によっておさめられた土地である。それによって培われた人

間性だというふうに言えるのだと思います。それを誇りとして、教育のみならず観光に生かせるのではないのでしょうか。

確かに、相当な規模の労力、人的、財政的にも負担を強いるかもしれません。でも、私がサミットというふうに申し上げたのは、規模的にいえば大き過ぎるようなものをイメージしてしまいがちな言葉ですけれども、例えば、ほかのイベント、秋の産業まつりにしろ、ツール・ド・ラ・フランスにしろ、あると思いますので、そういったものと一緒に実施しながら、どんどん、まさに醸成する、産業界も含めてタイアップしながらという形で考えています。

そういった意味で、初めから大きなサミットという形では考えていないんですが、何か答弁を伺っていますと、取り組む姿勢が受動的で、漬物組合とか温泉旅館のほうがもっと盛り上がってくれないと市では乗っからないよという表現に聞こえるんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○坂本幸一議長 観光課長。

○平吹義浩観光課長 大変な観光資源になり得るといふ、こういう前提でお答えさせていただきましても、ただし非常に悩み事もありまして、漬物、例えばたくあん漬けを宣伝するには、たくあん漬けだけではなくて、たくあんの歴史的な背景といったものを付加して初めてそれが通用していくのかなと思っておりますので、歴史的な背景といったものをどういうふうに付加するかというところで非常に悩んでおりまして、ある意味、確かに高校の教科書などにも出るような全国的な話題ではあるんですけれども、いま一つ一般受けしていないという、広がりはまだないと。そこをどういうふうに広げていくかということで、いろいろな方から何とかなら

ないのかというお話は以前からいただいております。旅館組合青年部などでは、2年前のJRのDCのときにたくあんの湯漬け、あるいは元祖たくあんといったものを開発して売り出しているという具体的なものがあるわけですが、そういったアイデアがどんどん出てきて初めて通用するのだろうと。それは市のほうが主導してということではなかなかないということで、担い手となる方々のアイデアといったものに期待しているというところでございます。

○坂本幸一議長 棚井裕一議員。

○5番 棚井裕一議員 結局は、そういった産業界からの押し上げがないと難しいという答弁だったのでないかなとは思いますが。

確かに、沢庵禅師が高校の教科書なり中学生の教科書なりで大きく取り上げられることはありません。しかしながら、だからといって全国区ではないということではなくて、例えば吉川英治の小説宮本武蔵で、創作であれ取り上げられるようになるほどの人物、宮本武蔵をより魅力的にするために必ず必要だと思うからこそ、取り上げざるを得なかったほどの人物だったと思うんです。

ですから、そういった意味で、先ほど申し上げたとおり市民としての、学校なり生涯学習なりでもっともっと理解を深めることも含めて、漬物協同組合にお任せするとか、旅館のほうにお任せするのではなくて、もっともっと市でできることというのはあるのではなからうかと思っております。

そういう点で、2番の(2)に移りますけれども、先ほど民間のそういった取り組みに対しての支援制度があると伺いました。あるという

ことを認識していますけれども、いわゆるたくあん漬けについての支援というのはこれまではあったのでしょうか。お伺いします。

○坂本幸一議長 商工課長。

○富士英樹商工課長 たくあん漬けの開発等は、今までは支援してきた経過はございません。

○坂本幸一議長 棚井裕一議員。

○5番 棚井裕一議員 まさにその辺を、向こうから要請がないのに、こちらから言うのも何か変な話ではあるかもしれませんが、積極的に声をかけて「もっと頑張ってくれ」というふうに言ったり、そういう、ひいてはサミットのような形をとりたいということで、前提として漬物協同組合なり旅館等をお願いしていたきたいと思います。

最後になりますけれども、こんな逸話があります。品川にある、品川、東京ですね、東海寺にいる沢庵禅師に徳川家光公が訪れ、家光公が「近くにあるのに東海寺と呼ぶのはこれいかに」と問われたときに、すかさず沢庵禅師が「大勢を率いているのに將軍というのと同じことですよ」と返したそうです。

これは、機転がきき、ユーモアを持ち合わせているという逸話として紹介されているわけですが、私は、市長の市政への思いというものをあらわす言葉を思い出しました。それは、小さくてもキラリと光る夢と誇りの持てる元気な上山の実現を目指しているということです。春雨庵や沢庵禅師は、もしかしたら小さいかもしれませんが、観光資源としては。しかし、それをキラリと光るように、そして上山市民一人一人が夢と誇りが持てるよう、歴史そして観光の資源として光を当て、積極的に光を当てていただくことを望んで、私の質問といたします。

○坂本幸一議長 次に、6番川崎朋巳議員。

〔6番 川崎朋巳議員 登壇〕

○6番 川崎朋巳議員 議席番号6番、会派蔵王、川崎朋巳であります。

初めに、第2子の保育料等無料化による子育て支援策の充実について質問いたします。

本市の人口を見ると、昭和35年の4万383人をピークに人口は減少の一途をたどっており、若干の減少を見ながら横ばいで推移してまいりましたが、昭和60年ごろから、ゼロ歳から14歳までの年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口が減少し始め、その後、総人口の減少が始まっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、平成35年の本市の人口は2万8,055人となることが予想されます。また、最新である平成26年の山形県人口動態統計によれば、本市における合計特殊出生率は1.23であり、県内全13市の中で最も低い数値となっています。

本市においては、平成28年度より向こう8年間にわたる第7次上山市振興計画に基づき施策を展開しています。これまで本市としての少子化対策、中でも子育て支援については中学生までの医療費、入院費の無料化などを初め、条件つきで第2子の保育料等の減免や、平成28年度からは第1子が18歳未満の場合、第3子以降の保育料等が無料となりました。

人口減少問題を抱える多くの地方自治体においては、また本市にとっては特に県都が隣市である影響もあってか、転出者の人口が転入者の人口を超える社会減少と、死亡者数が出生者数を上回る自然減少の問題に直面しています。市民が本市に魅力を感じ、引き続き住み続けられるよう、また就学のため本市を離れた学生たちが、将来郷土に魅力を感じ戻ってくるができるよう、そして市外の方が本市に魅力を感じ、

このまちに住んでくださるような施策を総合的、継続的に展開しながら、本市の将来の宝となる子どもたちをふやしていく施策をさらに充実させるべきと考えます。

第7次上山市振興計画策定に当たり行った市民意識調査では、「上山市のまちづくりを進める上で何を重点的に整備していくことが望まれますか」という質問項目の中の「子どもを育てやすいまちづくり」の項目についての市民からの回答では、医療福祉等子育て支援の充実を望む声が圧倒的多数を占めています。特に、子どもが多くなれば、子育てにかかる費用が大きくなり、子育て支援策として多子世帯に対する支援を積極的に進めていく必要があると感じます。

そこで、現在第1子を持つ世帯が第2子を安心して産み、育てられる環境を整備するため、第2子の保育料等を無料化することを提案いたします。

保育料を含む子育て世帯の負担をどう求めていくかは、基本的には国の制度設計と方向性によって影響を受けるものではありませんが、子どもを地域や社会全体で支えていくという理念や考え方が重要と考えます。子どもの声が響きわたり、「また来たくなるまち ずっと居たいまち〜クアオルト かみのやま〜」の実現、そして第7次上山市振興計画の目標値である平成31年度の子どもがいる世帯のうち子どもが2人以上いる世帯の割合57%実現のため、さらなる子育て支援の充実が必要です。

先日、国立社会保障・人口問題研究所の夫婦の理想子ども数、予定子ども数のデータによれば、理想の子ども数は2.32人、予定の子ども数は2.01人であり、予定の数値が理想の数値を下回っております。その要因は、3人以上を希望する夫婦と、特に若い層で経済的な理

由によるものが特に顕著であります。

本市の若い層の夫婦が子どもを希望し、そして経済的な理由が理想の子どもの数を実現できない要因となるならば、行政が子育て支援の一環として第2子の保育料を無料とし後押しをすることで、子育て世帯の経済的な負担を軽減するだけでなく、第2子が欲しいけれど踏みとどまっている世帯が第2子を持つことの希望となると考えますが、市長の御所見をお伺いします。

次に、蔵王坊平アスリートヴィレッジの今後の展望について。

初めに、蔵王坊平アスリートヴィレッジ将来構想の見直しについてであります。

本市では、平成14年に「スポーツ健康都市宣言」をし、「市民一人1スポーツ」を掲げ、生涯スポーツと健康づくりに取り組み、また平成27年7月には、国のスポーツ基本法に基づく上山市スポーツ推進計画を策定し、市民がスポーツに親しむ土壌づくりを継続するとともに、スポーツを通じた青少年の健全育成やスポーツによる交流を通じた地域活性化を図ることを目指しています。

本市が平成26年に行ったスポーツに関する市民の意識調査では、1年間で運動・スポーツをした人は41%と半数に満たない結果であり、スポーツに触れるきっかけづくりと市民のスポーツ実施率を上げていくためにも、スポーツ環境の整備が重要と考えます。

また、最近では、マラソンや自転車等によるスポーツを活用した交流人口を拡大するさまざまな事業が世界中で盛んに開催されています。本市でも、かみのやまツール・ド・ラ・フランス大会は1,000人の参加者枠に申し込み者が殺到し、また蔵王坊平アスリートヴィレッジを利用した蔵王坊平クロスカントリー大会は2,

000人の規模となるなど、一定の成果を上げていると感じます。

その一方で、遠方からの参加者は必ずしも多いとは言えず、宿泊を伴うイベントによる交流人口のさらなる増加策が必要です。第7次上山市振興計画においても、競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備、スポーツ環境を通じた地域活性化の推進のための目標と、その達成度の検証のための目標値が示されており、その達成のための個別計画の一つとしてアスリートヴィレッジ整備構想がありますが、そのアスリートヴィレッジ整備構想の見直しを提案いたします。

平成6年3月にアスリートヴィレッジ研究会によって編集、発行されたこの整備構想は、基本理念や新しいスポーツ科学トレーニング、施設設備の概念などから構成された128ページにわたる冊子であります。その基本理念等については、現在にも通ずる部分は見られるものの、計画の依拠するところである参考資料の数値やデータなどにおいて、20年超の時間の経過を感じさせるものであると感じます。

本市の蔵王坊平アスリートヴィレッジは、全国に2カ所のみ文部科学省指定のナショナルトレーニングセンター高地トレーニング強化拠点施設であり、また2015年の世界陸上開催の際、蔵王坊平アスリートヴィレッジにおいて事前合宿を行った縁から、平成28年1月26日には、東京オリンピック・パラリンピックポーランドチームのホストタウンとして登録されました。

交流人口の拡大とオリンピック・パラリンピック開催によるスポーツに触れるきっかけとして、本市の価値ある施設を将来にわたり有効に活用していくためにも、蔵王坊平アスリートヴ

イレッジ整備構想を見直すべきと考えますが、市長の御所見をお伺いします。

最後に、水を利用した運動後の筋肉冷却設備の整備についてであります。

現在、投てきや幅跳びなど、いわゆるフィールド競技の設備が整備されたことで、陸上競技種目を初め、年代や種目を問わず本市アスリートヴィレッジが利用されています。スポーツは全身を使うものではありませんが、種目を問わず走ることが多いため、足の筋肉疲労が大きいものです。

先日、本市との友好都市である高山市を訪れたとき、御嶽の麓の全天候型グラウンドを拝見した際は、近くに流れる川をクーリングの設備として利用しており、山の冷水のため、足を初め全身に至るまで川の水を利用し、非常に好評であるそうであります。

本市においても、アスリートヴィレッジ利用者からの要望は多いと伺っております。また、トレーニング後のコミュニケーションの場としても非常に有効であると考えます。

トレーニング効率のアップと利用者ニーズに即した施設整備による交流人口の拡大にもつながると考えますが、教育長の御所見をお伺いします。

○坂本幸一議長 川崎朋巳議員に対する答弁の前に、この際10分間休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時06分 開議

○坂本幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川崎朋巳議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 6番川崎朋巳議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第2子の保育料等無料化による子育て支援の充実について申し上げます。

現在、第2子の保育料等の無料化につきましては、国の補助制度の中で年収約360万円未満相当のひとり親世帯等に対し実施しておりますが、完全無料化につきましては、総合的な子育て支援制度の中で考えてまいります。

なお、補助制度の拡充については、引き続き県・国に要望してまいります。

次に、蔵王坊平アスリートヴィレッジ将来構想の見直しについて申し上げます。

アスリートヴィレッジ整備構想は、施設とその役割や整備手法について提案するという形でまとめられたものであります。その提案に沿いながら、社会状況や利用者のニーズ等を考慮し、専門家等の意見を取り入れながら整備を進めてまいります。

○坂本幸一議長 教育長。

〔古山茂満教育長 登壇〕

○古山茂満教育長 6番川崎朋巳議員の御質問にお答えいたします。

水を利用した運動後の筋肉冷却設備の整備について申し上げます。

アイシングは、蔵王グリーングラウンド、猿倉イベントパーク、ZAOたいらぐらの各施設で行うことができます。今後、さらにアイシングの環境整備について充実を図ってまいります。

○坂本幸一議長 川崎朋巳議員。

○6番 川崎朋巳議員 初めに、第2子保育料等無料化についてお伺いします。

現在、先ほど1問目でも申し上げましたように、第3子以降の無料化または中学生までの入院費、医療費の無料化という施策に取り組んで

おります。

私は、その取り組みというのは、ほかの周辺自治体に比べても遜色なく充実している、むしろ進んでいる施策ではないのかと思いますが、まずこの現状の施策、周辺市と比較した場合、どのような状況であるのか。あとは、年収360万円以下のひとり親世帯の第2子保育料については減免になっているという状況ではありません。恐らく国の方針を受けたものであります。現在、第3子以降無料化とあわせて、恩恵を受けている保育園に通っているお子さん、幼稚園に通っているお子さん、または児童センターに通っているお子さんは、大体何割ぐらいおられるのか。

もう1点お伺いしたいことが、第3子以降無料化によって、事前の説明を頂戴したときには66名のお子さんが対象になっているということですが、現状、何名のお子さんが対象になっているのか、以上3点について現状をお知らせください。

○坂本幸一議長 福祉事務所長。

○土屋光博福祉事務所長 無料化につきまして、近隣市の状況について、まずお答えいたします。

現在、第2子の無料化につきましては、県内で行っている自治体はございません。第3子につきましては、山形市、それから天童市、米沢市、尾花沢市等で行っている状況でございます。

それから、ひとり親世帯の割合でございますが、割合というのはちょっとあれなんですけれども、ひとり親世帯で第2子保育料等が減免になっておりますのは、現在24人いらっしゃいます。児童数全体でいいますと880人いらっしゃいますので、そのうち該当している人数は24人という状況でございます。

それから、第3子以降の無料化につきまして

は、該当している人数は90人。それから第2子無料化に該当するお子さんは348人いる見込みの状況でございます。

○坂本幸一議長 川崎朋巳議員。

○6番 川崎朋巳議員 それでは、今回一般質問するに当たりまして、国であり県の方向性というものは、今はわからないという状況にあるかと思えます。現在、年収360万円以下のひとり親の条件に該当しない第2子を完全無料化した場合の試算というのをされているのかどうか、改めてお伺いします。

○坂本幸一議長 福祉事務所長。

○土屋光博福祉事務所長 先ほど348名とお答えしましたが、試算いたしましたところ、完全に無料化にする場合、市単独では7,800万円ほどかかる見込みでございます。

○坂本幸一議長 川崎朋巳議員。

○6番 川崎朋巳議員 まずこの7,800万円、本市の自治体としての単独での負担ということになるかと思えます。この額が高いか安いかわかりませんが、その後、例えば本市の出生率の向上につながるかどうかという議論は、また後ほどさせていただきます。先ほど第3子以降の人数、無料化の対象になっている子どもの数が90名という話と所長から説明いただきました。議会として、事前に説明を受けた、一番最初の状況でありますけれども、66人であったと記憶しております。現状は90名のお子様該当しているということで、増加していると思うんですが、その増加している要件を福祉事務所で把握しておられたらお答えいただきたいと思えます。

○坂本幸一議長 福祉事務所長。

○土屋光博福祉事務所長 当初、保育園、認定こども園の対象児童につきましては77名でござ

ざいまして、そのほかに幼稚園、児童センターを含めると84名、当初ございました。その後、現在は90名ということで、残り6名が途中入所ということになります。

○坂本幸一議長 川崎朋巳議員。

○6番 川崎朋巳議員 本市第3子以降無料化ということで、その部分に関しては手厚い部分ではあると思うんですが、それを知って市外から転入した事例があるのかなのか、把握しているのかどうかについて改めてお伺いします。

○坂本幸一議長 福祉事務所長。

○土屋光博福祉事務所長 第3子無料化を知ってということの把握はしておりません。

○坂本幸一議長 川崎朋巳議員。

○6番 川崎朋巳議員 把握していないと。なので、もしも転入してきた方がいらっしやっただとして、それが第3子以降の無料化によるものと要因づけることはできないと、そのような回答ではないかと思えます。

まず、私が申し上げたいことは、例えば第3子以降無料化、ほかの自治体に比べて、とても進んだ制度であると。例えば、それをメリットとして、魅力として考えた場合に、第3子以降無料化を上山でやっている。じゃあ上山は子育てに手厚いから上山に引っ越してみようというようなことを考えた場合に、第3子以降が無料化なので、少なくとも4人以上の上山市の社会増加が見込めるという、そのような計算になるかと思えます。

もう1点なんです、本市の子育て施策は、壇上でも申し上げましたとおり、ほかの自治体に比べて充実していると言って差し支えないのではないかと考えています。ということは、国・県の補助、交付税等に上乘せした形で自治体が負担をしていると。つまり、国からの交付

税によらない部分で本市が手厚く金銭を負担している。例えば保育園であり、認定こども園であり、1人当たりの保育料の額、それ以上の額を行政として例えば運営であったり、子育て支援に係る費用負担というのは非常に大きいものである。そう考えたときに、保育料を負担するということは、総合的な子育て施策のうちのほんの一つであるかもしれない。

ただ現状、この何名かの該当するお子さんによらず、将来的な本市の人口動態、人口形態を考えたときに、この子育て施策というのは、よりダイレクトに本市の人口減少、政策によって、この人口の減少に歯どめをかけていかななくてはいけないというところは、もうどの自治体においても当然の論理であると。そのために、それぞれの自治体が施策を展開しているという状況であります。

恐らく7, 800万円という額、これを考えたときに、現状、例えばほかの事業を打ち切って、市長はよく選択と集中というお言葉を使われるわけですが、ほかの事業を中断して、それで子育てに市の予算を集中させるという施策をとらなくてはいけないかもしれないと考えてはいますが、そうしたとしても、非常に効果があるのではないかと。それが例えば本市の人口の増加、または転入等の増加につながるのであれば、重要な施策であるのではないかと考える次第であります。

回答は変わらない。国・県からの補助、または段階的に、前回の議会における市長の答弁でも、まず無料化を進めると。今、保育料の無料化、第3子以降無料化に手をつけているというところで、段階的に進めるという部分では進んでいると考えますが、この7, 800万円という額をどのように考えているのか、答弁は変わ

ることはないかと思えますけれども、改めて市長のお考えをお伺いします。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 少子化の問題については、大変重要なこととございます。

その中で、我々も大変悩ましい判断を迫られているというのは事実でございます。例えば、今の上山市は山形市への若者の流出が非常に多いんです。では、子育ての制度といいましょうか、そこで山形市に格別劣っているかということ、決してそうではないと思うんですね。ですから、そこに何かあるかといえば、例えば住みやすいとか、まちが好きだとか、そういうほかの部分の要素があるわけですし、我々が一番今心配しているのは、子育て以前の問題、つまり結婚ですね。上山市は、結婚が13市で一番少ないんです。ですからそこを何とかしたいというようなことで、ことしから、出会い、結婚、出産、そこにもっと力を入れていこうということでやっているわけでございますが、そういったことを考えたときに、やはり1つは直接的なもの、あるいは間接的なものがあるわけですね。直接的なものは、先ほどの御質問だと思いますが、間接的なものについては、いわゆる働く場所、住む場所、あるいはまちの魅力とか、そういったもの。

ですから、やはり前にも話しておりますとおり、特効薬はないと思うんですよ。ですからやはり、総合的にこの組み立てをどうしていくかということが我々にとっても非常に課題でありますし、もう一つは、鳥取県は中学3年生まで医療費無料化をやっています、県全体です。ですからやはり、今、人口減少という対策でそれぞれの自治体が頑張っておるわけでございますが、県内の自治体の移動ではどうにもならな

いわけですね。ですから、それぞれの自治体の創意工夫を、財政が豊かところはやれる、財政が豊かでないところはやれないということではなくて、やはり、山形県どこに住んでも医療費、例えば中学3年の義務教育までは無料化とか、保育料についても、今、議員がおっしゃられているように第2子まで無料化とか、やはりそういったことをしていかないと。ただし、県内だけの移動に終始してしまうという懸念もございますので、ですからそこは、本当に悩ましい状況でございます。いずれにしても、やはり我々としては総合的な子育て支援制度といいましょうか、やはりそこに力を入れていかなければならないのではないかなど、現時点では考えております。

○坂本幸一議長 川崎朋巳議員。

○6番 川崎朋巳議員 今、子育て支援以前に結婚に対する自治体としての支援を含めた総合的な施策の展開が本市の人口減少に対しての歯どめをかけるのではないかという市長のお答えをいただきました。

私も、まさにそれについてはそのとおりだと思っています。ただやはり、例えば県の医療費無料化でありますと、例えば小学生までであるとか、その部分に基礎自治体としての上山市が上乘せをして中学3年生までの入院費、医療費の無料化というふうに取り組んでいると思います。それは、県がここまでやっているから、上山市もここまでだよという話ではなくて、上山市として、ほかの自治体と比べたときに、うちはここまでするんだと。うちは子育て施策はここまで充実させるんだという、ここは市長の考え、思いがあつての自治体としての予算の投入ではないかと考えます。

このように考えたときに、以前の回答であり

ますと、保育料等の無料化については段階的に考えていきたいという回答であったと思います。とすれば、国・県の交付金が非常に重要な要素となってくるというのは、もちろん私としても理解しておるところなのですが、一基礎自治体としてうちはここまでできるんだと。だから、ほかの自治体もそれに追従するというか、あそこがここまでやっているんなら、うちもここまでやらなくてはいけない。そうすることで、県内の子育て施策が充実されるのではないかと思います。ただ、それはサービス合戦だというふうに懸念されるということはもちろんあると思いますけれども、特に、人口の自然減の割合というのが、東北で秋田、山形が特に低いというような現状の中で、広域的に考えたときに、まず本市が、うちの市は将来の地域の郷土の宝である子どもに対して、これぐらい施策を展開しているんだと。先ほど、結婚支援の話もありましたけれども、同様に重要なことではないかと。

第2子を産んでいただくためには、まず第1子を産んでいただかなくてはならない。そのためには婚活に対する自治体の支援というのも非常に重要であるかと思いますが、それと同様に、どのレベルまで本市の子育て施策を展開していくかというのも、非常に重要な課題ではないのかなと思っております。

まず、財政的な面から考えたときに、現状を国・県に要望して、その方向性と申しますか、その成果、結果を待つというような形になるのかなと思いますが、段階的に、例えば国であったり県であったりの施策の展開の方向性というものに左右されるものなのか。それとも本市としては、最終的にここまで保育料の無料化等を含めた子育て施策を展開していきたいんだと、この現状で、例えばここまでは考えているとい

うようなものがあれば、ぜひお聞かせいただきたいなと思います。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 要するに、重要度合いだと思ふんです、私は。ですから、先ほど申し上げましたように、結婚していただかないことには、子どもも生まれないわけですから、まずそこにも力を入れていかないと、2子、1子の問題ではなくなる部分もございます。

ですから、この第2子の無料化の部分がどういうポジションに今あるかということだと思ふんですよね。ですから、今、施策も悩ましいという表現をさせていただいたのはそういうこともあって、7,000万円、8,000万円の議論もありますけれども、それよりもまず、もう少し総合的に子育て、あるいは出生者が一人でもふえていくような施策をどう展開していくかということが、今、問われるわけでございまして、それはまさに、繰り返しになりますけれども総合的だということございまして、ですからこの第2子の問題が大事ではないという意味で話しているのではなくて、これも大事だと思います。

しかしまた、これだけで、じゃあ子どもがふえてくるかねということになったら、やらないよりはやったほうが良いという考え方はありますけれども、誰もわからないことです。ですから、その辺はもう少し総合的に考えさせてくださいという意味合いでございます。

○坂本幸一議長 川崎朋巳議員。

○6番 川崎朋巳議員 今回、第2子の無料化という話ではありましたけれども、これを含めて総合的な子育て支援といえますか、婚活を含めた本市の人口減少、その後につながるような施策というものを総合的に考えていかなくは

ならないという答弁であったかと思えます。

ちょっとさっきの話に戻るかもしれないんですけども、もしもなんですけど、子育て支援施策の充実度を見て移住、転入等が図られる可能性もあったとします。それで、本市は地方の小さな自治体ではありますが、本市の魅力、第7次上山市振興計画にもありましたが、例えば大規模な首都圏等の自治体と違うなと思うところは、近隣の人々との日常的なつき合いというものに煩わしさを感じていらっしゃる住民の方よりも、充実したつき合いを求めているいらっしゃる方のほうが圧倒的に多いと。

例えば、施策に魅力を感じて転入された方がいらっしゃるとして、上山市における地域コミュニティを考えたときに、例えば施策の金銭的な優遇に魅力を感じて本市に移住してくださったとしても、コミュニティ形成をする過程で本市の魅力を感じてくれるのではないかと。

つまり、社会的増加に本市の地域性というか郷土のあり方というものが有効に作用してくるのではないかと思います。

総合的な子育て支援策というようなものを今後充実させていくんだというような前向きな答弁ではなかったのかなと考えます。引き続き、国・県に対する要望、国・県の方向性というのが改めて重要ではないかということに関しては、私も完全に同じ考えを持っておりますので、要望活動を引き続きお願い申し上げたいと思います。

もう1点、先ほど市長から、サービス合戦を懸念するんだというお話がありました。ただ市長は、サービス合戦になることを懸念するんだというお話はありましたけれども、その中でも、上山市は、国や県からの額以上の予算投入をして上乗せをして子育て支援策をやっております。

それは、サービス合戦を懸念しながらも必要なことだと感じておられることのあらわれだと考えてよろしいのかという点。

あとは、特に子育て支援策についてはほかの事業と違って、一度やってしまったらやめるわけにはいかないという、非常に重要な決断を迫られるような取り組みではないかと。状況が変わったからと、自治体の財政状況が悪化したからこれはやめますと、そういうわけにはいかないような支援策ではないかと思えます。

以上2点について、改めて市長の考えをお聞かせください。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 今の子育て支援制度でございますが、例えば医療費が中学3年生まで無料化したということについては、PTAの会合とか保育園の会合とか、いろいろな会合にも出席をさせていただきましたし、また何が子育ての中で大変なのかという話もお聞きしました。

その中でやはり出てきたのが、病気、けが、これが一番大変だという話でございましたので、義務教育の中学3年生までは先駆けてやろうというのが私の考えでございましたし、そういうことをやらせていただきました。

ですから、その必要性というものは、やはり我々の政策展開の中にありますけれども、現実にはやはり現場の声といたしましうか、現実には子育てしている方々がどういう思いで子育てをしているのか、どういう状況で子育てをしているのか、その中で全てということをやすることはできませんので、優先順位をつけさせていただいて、今対応させていただいているということでございます。

施策は、首長が変われば、これは当然変わります。ですから、その当事者といたしましうか、

やっている間については、そういったものの制度というものは、なかなか変わる部分は少ないと思います。

ただ、施策の中では、常に選択と集中がございまして、前例踏襲主義については改めなければならないということもありますから、その社会ニーズあるいは時代の変遷によっては、当然施策は変わっていくものだと思います。

ただ、こういった子育て制度とか、こういうものについては、よほどのことがないと変わらないのではないかなというように思っております。

○坂本幸一議長 川崎朋巳議員。

○6番 川崎朋巳議員 ありがとうございます。

特に子育て支援策については、議会としても、今、市民の方の声を聞いて何が必要なのか、何をするのが本市の現在と将来のためにつながるのかということを検討しながら、引き続き提言させていただきたいと思っておりますし、国・県に対する要望も引き続き継続して行っていただけることをお願い申し上げます。

次に、アスリートヴィレッジの整備構想についての質問になりますが、意見を取り入れながら今後も展開していきたいという回答だと思っております。伺いたいんですけれども、アスリートヴィレッジ整備構想という冊子があります。この冊子、市長も教育長も、もちろん御存じではないかと思っておりますが、これを読んだときに、例えば現状と合っているのかどうか等についての、今、思っている感想をお伺いしたいんですが、ぜひお願いいたします。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 合っているか合っていないかということは、これは何年前につくったもの

ですから合わないのが普通だと思います。それだけ何十年も向こうのことを、構想はするわけですが、社会変化もありますし、あるいはオリンピックが、2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開かれるということだから、その時点では想像していないわけですから、変わるのが当たり前だと思います。

○坂本幸一議長 川崎朋巳議員。

○6番 川崎朋巳議員 私が今回一般質問としてこのテーマについて申し上げるのは、第7次上山市振興計画との兼ね合いという部分です。

第7次上山市振興計画は、1年ごとに事業と効果の検証というのが審議会等によって行われております。特に、アスリートヴィレッジの整備構想については、例えば資金の調達であるとか、将来的な展望であるとか、アスリートヴィレッジのあり方、基本理念等は非常に賛同するものであると私は考えます。

ただ、現実問題として本市のスポーツ振興、スポーツを通じた交流人口の拡大といったときに、アスリートヴィレッジの将来というか、例えば具体的に年次計画的なものとしての要素が、この整備構想には不足しているのではないかと。今回は見直しは行わないけれども、意見を取り入れながら反映させていくというような回答であったと思っておりますけれども、この整備構想の見直しをされないのであれば、例えば年次計画等の策定等についてはどのように考えているのか。私はするべきではないかと考えるんですが、御答弁をお願いいたします。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 毎年、この委員会を開いております、民間といたしまして、専門家等にも参加していただいておりますし、常に提言というものをいただいております。

その中で、ここには載っていませんけれども、例えば1,000メートルの走路をつくるというような、多分あったと思いますけれども、これについては森林管理署との話し合いとか、あるいはこれからの利用形態、地形を考えたときになかなか難しいような状況に入ってきているねとか、そういう話し合いをさせていただいております。

ですから、そういう形で、例えば今回もグリーングラウンドをリニューアルさせていただきましたけれども、投てき、そういったものを入れていこうとか、随時やっているわけでございます。ただ、構想の見直しといいましようか、そこには多分テニスコートなんかもあると思いますが、そういったことを改めて見直しといいましようか、そういうことが書類上といいましようか、そういうことには必要だと思いますが、ただ、それにはやはり、1年ではできるものではなくて、これからの将来構想といいましようか、アスリートヴィレッジをどう活用していくかという中での議論でございますし、それは専門家の意見を聞くと答弁しておりますけれども、そこはそのとおりだと思います。

ただ、やはりこれから、今までの構想になかったものというものも、また入れていかなければならないと思っているんですよね。ですから、それをどう議論していくかということは、毎年の委員会では議論しておりますけれども、改めて、この構想の見直しという、今回提議があったわけですが、それも必要なのかなと思っております。

いずれにいたしましても、構想に入ってきているものについては、やれるものはやってきておりますし、またこれからの新しい時代に向けた、新しいこれからの競技スポーツに向けたア

スリートヴィレッジのあり方ということについても、今後議論してまいりたいと考えております。

○坂本幸一議長 川崎朋巳議員。

○6番 川崎朋巳議員 今の市長の回答を伺いますと、今時点では、現状、委員会等で意見交換もされている中で、将来はそういうこともあるのかもしれないというふうな回答と受け取りました。

もう1点お伺いしたいことがあるんですけども、第7次上山市振興計画は8年後終了の見込みであります。アスリートヴィレッジの整備構想は、現状、引き続き20年超にわたって利用されているものであります。第7次上山市振興計画と整備構想との、例えば終了年度というか、これは主に構想であるとか理念というものが書いてある冊子でありますので、第7次上山市振興計画の終了年度と、この冊子の基本構想、基本理念というようなものは、今の話からすると特に整合性がないということなのか。それとも、個別計画として位置づけられているものであるのか、それは関連性はあるということなのかについても、改めてお伺いします。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 この構想については、いろいろな方々からの提言をまとめたものだということでございます。ですから、今まで、今回は第7次上山市振興計画でございますけれども、5次、6次もあったわけですから、その中で、この整合性というよりは、むしろあのアスリートヴィレッジというものを独自といいましようか、スポーツ振興とか、あるいは交流人口の拡大とか、そういった形で進めていこうという考え方ができたと理解をしております。

○坂本幸一議長 川崎朋巳議員。

○6番 川崎朋巳議員 そうですね。第6次上山市振興計画当時からももちろんあったわけなので、やはり改めてそれを考えたときに、第7次上山市振興計画の8年間分ぐらいでも、例えば具体的施策の展開の、例えばロードマップであるとかタイムテーブルであるとか、そういったものについて改めて今、市長の回答を聞いたときに必要なのではないかと。余りにも長期にわたっているもので、短いスパンを考えたときの目標値との整合性であったり、計画を実行する、目標値を達成するための具体的施策というものを考えるときに、やはり改めて年次計画のようなものが必要ではないかと考えたんですが、それについて改めて回答をお願いします。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 アスリートヴィレッジについては、言ってみれば独自の部分もございます。ですから、例えばその中で、クロスカントリー大会を開いておりますが、これは、例えば今、2,000人とかそういう規模ですが、これをじゃあ2年後に何千人にしようというようなことは、委員会だとかそういう形でできるわけですよ。この構想の中では、そういうことではなくて、主に施設整備とかそういうことだと思うんですね。

ですから、現実においては、整備等についてはきちっと対応できると思いますし、じゃあこれからどうつくるかということになれば、当然、御嶽のような標高1,800メートルなんてできないわけですから、標高1,000メートルの中でどうしていくかということですが、先ほど申し上げましたように、森林管理署との兼ね合いもございますし、または地形的にも、なかなか新たなコースとか新たなものというのは難しいのだろうなということを考えてお

りますし、また現時点において、いろいろな競技団体あるいは大学とか高校とか来ておりますけれども、そうした方々にも満足といたしましょうか、それなりの使い方であまり蔵王坊平も使っていないという認識をしておりますので、そういった形で自然体で進めていくものだというように考えています。

○坂本幸一議長 川崎朋巳議員。

○6番 川崎朋巳議員 例えとすれば、委員会は検討内容でありますとか、多分1年ごとに行われているようなものではないかと推察されるわけですがけれども、ことしはこういうことをしていきたい、来年はこういうことをしていきたいというような部分については、第7次上山市振興計画との整合性という部分もありますので、ぜひ、周知のほどをお願いしたいなと思いますし、それについては、方向性というか目標達成については、私たちも検証をしていくという立場でもございますので、その内容と申しますか、その方向性について具体的な計画というか、その提示があったときには、ぜひ周知のほどをお願いしたいなと申し上げます。

最後に、クーリングのための施設なんですけれども、充実を図ってまいりますという答弁でしたが、現状を受けてどのように充実を図っていくのか、具体的にどういうことなのかについて、答弁をお願いいたします。

○坂本幸一議長 教育長。

○古山茂満教育長 環境整備の充実ということをお話ししましたがけれども、その環境整備というのは、1つはハード面の環境整備、それからもう一つは情報という、ソフト面での環境整備ということを考えております。

○坂本幸一議長 川崎朋巳議員。

○6番 川崎朋巳議員 さっきの回答だと、例

えばアイシングの製氷機のようなものと現状整備されていると。そのほかの水を利用した冷却施設についても、ある程度あるんですよというような回答でなかったのかなと思います。

そう考えたときに、私が現状を知る部分では、少なくとも蔵王坊平の宿泊施設の方からの要望があると伺っています。そのように考えたときに、宿泊施設の方に対する現状の環境の周知というものがなっていないのではないかという部分について危惧するところが一つ。

あとは、宿泊された方の利用というのは、もちろん見込めるわけですがけれども、例えば、ジュニアクロスカントリー大会とかを考えた場合は、日帰りで利用される方というのものいるのかなと思います。

この周知という部分と、宿泊される方以外のアスリートの筋肉を冷却する施設の今後の利用の方法というか、そのようなものについて現状考えておられることがあれば御答弁ください。

○坂本幸一議長 教育長。

○古山茂満教育長 最初の御質問は情報の、要するにソフトの面の整備と捉えていますけれども、例えば、足を冷やすため水を入れて冷やす風呂というんですか、それがどこにあるのか、どこで活用できるのか、それからそういう指導できる人がどこにいるのかというようなところで周知をもっともっとしていかなければならないというように捉えています。

もう一つは、日帰り利用者のことについてですけれども、先ほど3つの施設でアイシングができるというようなことを申し上げました。その3つの施設の中では、主にシャワー、冷水でのシャワーでアイシングができるということがあります。もう一つは、流れている川ですか、そういうものでも冷たい水を利用したアイシン

グができるというようなことで、そのようなことの活用というふうに、そのことも周知をしていかなければならないと思っています。

○坂本幸一議長 川崎朋巳議員。

○6番 川崎朋巳議員 主に周知を図ることなのかなと思いました。

先ほど市長からのほかの項目での御答弁は、やはり現場の声が大事なんだというような話を伺いました。特に、アスリートヴィレッジを利用されるアスリートの方であったり、アスリートヴィレッジ周辺で宿泊の業を営まれている方からの声というの、私自身伺っている。その中で、このような話を聞くということは、ひとえに現状ある施設に関しての周知が足りないということの裏返しなのかなと思います。

以前、アスリートヴィレッジに対しての一般質問をさせていただいたときに、教育長から、2020年のオリンピックというのは、非常に重要ではありながら、通過点であると。もちろん、本市のこれまでとこれからの歴史というものも考えていったときに、一つの通過点であるかもしれないですが、世界的にとっても大きくて重要な事業であるということも、また否定できないことではないのかなと思います。

現状、アスリートヴィレッジというものの価値、全国的にも少ないものでありますし、東北にはもうないというような状況を考えたときに、今、地域の魅力を掘り起こすというようなこと、本市の魅力って何だろうと考えたときに、それはもう既に本市の魅力としてあるものだというふうに思っています。

オリンピックを契機とは言わないんですけれども、本市のアスリートヴィレッジが、引き続き市内外のたくさんの方に利用してもらえるように、そして今年度ですか、フィールド整備が

なされたわけですが、陸上競技者以外のさまざまなスポーツに従事される方、本市の児童生徒も含めて利用されるようなアスリートヴィレッジのあり方というものを、引き続き要望していきたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

○坂本幸一議長 この際、正午にもなりますので、昼食のため休憩いたします。

午後は1時から会議を開きます。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 開議

○坂本幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番枝松直樹議員。

〔11番 枝松直樹議員 登壇〕

○11番 枝松直樹議員 議席番号11番、会派野の花、枝松直樹でございます。

最初に、カミンの再整備の方向性について御質問いたします。

最初に、市民及び関係者の合意形成をどう図るかについて伺います。

カミンの再生に向け執行部でいろいろ検討されてきたわけですが、その概要が、先週の12月2日に議会に説明があり、同日夕方、プレス発表されました。

それによると、1階部分には総合子どもセンター「めんごりあ」を移転し、子どもの屋内遊び場と子育て世代の交流スペースを整備するというものでした。2階には、高齢者サロン「まじゃれ」、ジュニアリーダーあすなろの活動拠点、高校生などの勉強、読書、交流スペース、そして1,200平米の商業テナントスペース、加えて現行の会議室という整備内容でありました。

今後の進め方は、来年2月までに基本設計をつくり、6月に財産の取得をし、7月から整備工事を始めると説明がなされました。

今回のカミンの再整備案の提示は、実に唐突でした。既にプレス発表もしましたし、来年2月までに基本設計をつくるというのですから、この案で一気に進めるという勢いがあります。

11月24日に議会に説明のあった十日町の優良賃貸住宅も突然のことであり、12月中に補助金を申請しないと、平成29年度の補助金は使えないとの説明でありましたが、議員からは異論が続出しました。賛成とも反対とも態度を決めかねる議員も多かったものと思われます。

どういう経過、検討を経て優良賃貸住宅建設という結論に至ったのかという説明が不十分で、結論のみが突然示されたため、議員の中には、戸惑いと困惑が残ったということでもあります。

カミンの再整備案も同様に、各議員の中では消化不良だと思います。

さて、大事なことは、その事業の中身に対し、大方の市民が納得する、言葉を変えれば市民の合意が得られるかどうかだと思います。議会が予算案を通過させたけど、市民は納得しないという状況は避けなければなりません。

議員は、市民の代表ですから、執行部から最初に計画の説明を受けることは当然かと思いますが、重要事業であれば、市民へも説明し、意見を聞いて合意を得るような努力をすることが大事なことだと思います。本来なら、広く市内外に再生案を公募しながら、市民合意を得るべきと考えます。

カミンは、20年前に多額の投資をして再開発ビルとしてスタートしたのに、結果的に失敗してしまったわけですから、再度の失敗は許されません。再整備に当たっては、時間的な制約

があるにしても、十分な市民及び関係者の合意を取りつけることが大事だと思っておりますが、市長の御見解を伺います。

次に、市民が行き交い観光客も立ち寄る施設へ整備することについて伺います。

どのように再整備するのかを考えたときに、平成27年4月に上山二日町再開発株式会社が出した「ショッピングプラザカミン」再生整備事業に向けた調査報告書を改めてこのたび読み直してみました。

この報告書では、カミンは将来的に商業施設ではなく、公共、公益的な施設として機能転換して再整備することを提案しています。大きくは2つの面から構成されております。

1つは、高齢者福祉や子育て支援機能、学びの拠点など市民が集まる拠点としての再整備、そして観光客も立ち寄る拠点として再整備するというものです。

私は、昨年9月定例議会とことしの6月定例議会の一般質問で、この報告書について触れています。この報告書は、民間のシンクタンクに委託をしておられた報告書ではありますが、私は、この報告書の再整備の提案は、現実に沿った妥当なものと考えております。そして、公益的機能としたときに、人口減少対策としての子育て支援機能はもちろん大事なことですが、高齢者への支援機能も、今以上に必要になってくるものと思います。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2040年の本市の高齢化率は44.4%と予測されております。100人のうち44.4人が65歳以上という社会が間もなく到来するのであります。このことから、今後のカミンの姿は、より高齢者に優しく、生活を支援する機能を持つことが求められるのではないかと

思うのであります。

12月2日に、執行部が議会に説明した再整備案も、民間のシンクタンクの報告書をベースにしているということでしたが、以下の点で、私とは大きく違いがあります。

1つ目は、温泉健康施設をカミン内に整備するということです。市民が集まる拠点としての再整備という方向性はいいのですが、市民が集まる、人が行き交う場とするには、人を引きつけるだけのインパクトのある大きな磁力が必要です。その磁力となる仕掛けが、私は温泉だと思えます。弁天に現在つくろうとしている温泉健康施設を中止し、それをカミン内に入れるのであります。面積の関係で、ジムスタジオなどはつukれないでしょうが、最低限の歩行浴ができる小型のプール、あるいは銭湯のように入浴できる施設をつくれるわけでありまして。

カミン内に温泉健康施設を設置する経費は、上山二日町再開発株式会社が行った調査では、1階部分に設置した場合、事業費は5億3,000万円との試算が出ております。カミン内に温泉健康施設を設置した場合のインパクトはかなりのものがあり、多世代の市民や観光客でにぎわうと考えております。

2つ目は、クアオルトの拠点施設として整備するものであります。クアオルトの情報発信、ウォーキングの発着点、ウォーキング後の温泉療法など拠点としてできることはたくさんあると考えております。

3つ目は、カミン美術館と愛称をつけて、空きスペースを利用して絵画や書なども展示することを提案いたします。

以上の温泉健康施設、クアオルトの拠点施設、カミン美術館を整備するという私の提案に対する市長の見解を伺います。

大きな2つ目として、保育所の機能充実について伺います。

最初に、年間を通じた待機児童ゼロの実現であります。

せんだって、京都市の3年連続待機児童ゼロのPR動画が市民から「うそつき、今すぐやめろ」と苦情が相次いだとの報道がありました。動画では「一人も待機していないよ」と言っているのですが、実際は492名の潜在的な待機児童がいたというのであります。

先月、11月8日付の山形新聞報道によれば、山形県でも3年連続の待機児童ゼロと言っていますが、潜在的待機児童はことし4月時点で362人と報道されております。

本市においては、4月1日時点で待機児童がないということですが、潜在的待機児童はどのようになっているのでしょうか。また、年度中途の入所希望、特に3歳未満児においては十分に対応できていないと思われませんが、年度中途における待機児童の状況はどのようになっているのか、実情を伺います。

2つ目は、障がい児の受け入れ体制の充実についてです。

障がい児保育については、以前は市立あさひ保育園で施設を指定して実施していましたが、今は施設を指定しないで受け入れる方針であると理解しているのかどうか伺うとともに、あさひ保育園廃止後の障がい児の受け入れ状況について、どのように対応されているのか伺います。

障がい児を受け入れるには、保育士の加配が欠かせません。障がいの認定を受けている児童、受けていない児童、グレーゾーンの児童を受け入れる際の本市の加配に対する考え方、基準などがどのようになっているのか伺います。

平成27年4月に施行された国の「子ども・

子育て支援新制度」のもとでは、市町村計画における障がい児保育受け入れ体制の明確化がうたわれているのですが、平成27年3月に策定された上山市子ども・子育て支援事業計画の中には、どこに記載があるのか、私は確認できませんでした。このことから、本市の障がい児保育に対するスタンスにかかわることですから、御説明をお願いいたします。

3点目は、病児保育の実施方法です。平成27年3月に策定された上山市子ども・子育て支援事業計画によれば、平成29年度から病児保育を実施するという計画になっていますが、どこでどのような形で実施するのか、今後の実施計画を伺います。

4点目。第2子の保育料等の無料化実現であります。これは、議会からの市長への政策提言にも盛り込んでいる項目ですが、近年、全国の地方自治体において、第2子の保育料無料化を実現している先進事例が見られます。県内でも出生率が低い本市でありますから、他に先駆けて実施することが肝要かと思えます。市長が今行っている子育て支援をさらにパワーアップするものと考えますが、見解を伺います。

最後に、一斉フッ素洗口の中止について伺います。

フッ素を虫歯予防に使うことについては、その効果と安全性を主張する陣営と、ノーベル賞を受賞した10人を超える研究者が危険性を指摘している状況にあって、科学的に決着がついていないようであります。

日本弁護士連合会及び日本消費者連盟が集団フッ素洗口の中止を求める意見書、要請文を发出しているという事実もあります。

私は、素人ですし、生産性のない議論をこの場でしょうとは思いません。しかし、子育ての

現場に、教育の現場に疑わしいものを持ち込むこと、それも半ば強制となりかねないような一斉洗口となると話は違ってまいります。

保育園は子育ての現場、学校は教育の現場です。フッ素洗口は医薬品を使った行為であり、子どもの健康を損なうかもしれない思いながらフッ素洗口する保育士や教員は、なぜ保育園や学校でしなければならないのかと疑問を持ちながらやっているのではないのでしょうか。副作用や誤飲を心配しながら手間暇かけてやる時間も負担になっていると思います。

ここで、山形県教職員組合養護教員部の事例報告を引用します。

「唾が大量に出て服がびしょびしょになる」「洗口すると、気持ちが悪く吐きそうになる」「洗口すると、いつも頭が痛くなる」「たびたびじんま疹が出るがあった」。次の事例は教員ですが、「児童と一緒に洗口していたら、半年を過ぎたころに背中いっぱいのじんま疹が数日続けて発症した」。いずれの事例も洗口をやめてから症状は消失しています。

子どもたちの事例に共通するのは、教員が「洗口は希望制だからやめてもいいよ」と言っても、みんなと一緒にないと嫌だと言って我慢する傾向があることです。

以上のような実態を踏まえ、本市の公立保育所及び小学校において一斉洗口を中止することについて、市長及び教育長の見解を伺います。

以上、質問といたします。

○坂本幸一議長 市長。

[横戸長兵衛市長 登壇]

○横戸長兵衛市長 11番枝松直樹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市民及び関係者の合意形成をどう図るかについて申し上げます。

これまで、カミン再生を図る上で、方向性について関係者を含めた協議を重ねてまいりました。市民の関心も高く、心配されている方も多いため、12月2日にプレスリリースを行い、カミン再生整備の方向性について広く周知を図ったところであります。

さらに、次期中心市街地活性化基本計画策定を進める中で、中心市街地活性化協議会等での合意形成も図ってまいります。

次に、市民が行き交い観光客も立ち寄る施設について申し上げます。

カミン再生整備事業の方針及び概要につきましては、このたび基本的な考え方を示させていただいたところであります。内容につきましては、本市の地方創生実現のため、高齢者、現役・子育て世代、子どもたちの3世代が暮らし続けられるまちとしての拠点機能強化を図り、周辺商店街との連携による中心市街地の活性化につなげていくものであります。

次に、年間を通じた待機児童ゼロの実現について申し上げます。

特定の保育所を希望して入所を待っている潜在的な待機児童は、4月1日時点で3名でありましたが、11月時点では、こうした潜在的な待機児童を含め、待機児童はゼロの状況にあります。

年度途中の入所を希望する児童数もふえてきておりますが、入所調整を図りながら、年間を通じた待機児童ゼロの実現に向け取り組んでまいります。

次に、障がい児の受け入れ態勢の充実について申し上げます。

現在、みなみ保育園としらさぎ保育園の両園で障がい児保育を実施しております。障がい児保育の職員加配につきましては、障がい児3名

につき職員1名の配置を原則としておりますが、障がいの認定の有無にかかわらず、疑いのある児童も含め、関係機関や保育現場と連携を密にしながら児童の状況に応じた職員の加配を行っております。

また、本市の子ども・子育て支援事業計画の基本目標には、社会的養護や支援を必要とする子どもと家庭への支援体制の充実を明記しており、計画に基づき、障がい児保育等のさらなる充実に努めてまいります。

次に、病児保育の実施方法について申し上げます。

病児保育の具体的な実施方法等は、今後精査してまいります。平成29年度の重要事業として位置づけ、医師会等関係機関との調整を進めながら、平成31年度から開所を計画しております。

次に、第2子の保育料等無料化実現について申し上げます。

第2子の保育料等無料化につきましては、現在、国の補助制度の中で所得制限を設けたひとり親世帯等に対して実施しておりますが、完全無料化につきましては、国・県の保育料軽減に係る補助制度が充実される中で進めるべきものと考えております。

次に、保育園におけるフッ素洗口の中止について申し上げます。

保育園におけるフッ素洗口につきましては、初めて対象となる園児の保護者に説明会を開催するとともに、保護者に希望をとった上で実施しております。さらに、途中での中止や開始などについても、随時対応しているところであります。

今後も、保護者の意見や園児の健康状態に十分配慮し、実施してまいります。

○坂本幸一議長 教育長。

〔古山茂満教育長 登壇〕

○古山茂満教育長 11枝松直樹議員の御質問にお答えいたします。

小学校における一斉フッ素洗口の中止について申し上げます。

現在、児童のフッ素洗口につきましては、保護者の希望をとった上で市内2校において行っております。今後も保護者の意見や児童の健康状態に十分留意し、任意で実施してまいります。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 答弁どうもありがとうございます。

まずカミンの問題から最初入りますが、この間、示されました再整備案ですが、納得してよろ手を挙げて賛成している議員がどの程度いるか私もちょっとわかりませんが、市長の話の中では、次期中心市街地活性化基本計画をつくる中で、関係者の理解も深めていくように努めるというようなニュアンスにとったんですけれども、現在、このプランでは示したばかりですから、市民の合意を得られているとは私は思っていないわけですが、市民の合意をどうつくるかについて、再度もうちょっと踏み込んで発言をお願いしたいというのが1点。

それから、再整備のコンセプトにかかわる問題ですが、先ほどの回答の中では、3世代が住み続けられるまちづくりに資する施設をというふうに、ちょっと私は理解をしたんですけれども、そのコンセプトは大事なところですから、私は市民が行き交い、観光客の立ち寄る施設というふうに一言で言っているわけなんですけれども、市長の言う3世代が住み続けられるまちづくり、それに資する施設ということなんでしょうが、ちょっといま一つよくわからないので、市民合

意とコンセプトについて、まず最初に伺います。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 今回示した案でございますが、これにつきましては、一つは前回の議会だと思っておりますが、議会の中で大分提言をいただきました。そういうことも踏まえさせていただきましたし、また周辺の商店街とかそういう方々との話し合いもさせていただきました。

さらには、民間のシンクタンクが作成した報告書についての提言があったわけですから、これを重視したというのが基本的な考え方で進めた理由でございます。

市民合意を図っていくということは、これから説明をさせていただきます。市民がどういふふうにかんがえるかということになるわけですが、しかしやはり、市民といっても一人一人それぞれおりますから、やはりある程度の組織といいたいまいしょうか、例えば周辺の地区会の方々とか、商店街の方々とか、当然議会もそうでございますが、いい意見がありましたら話をさせていただくということで調整といいたいまいしょうか、変更といいたいまいしょうか、それが図られる部分があるとするならば、それは当然していかなくてはならないと思っております。

あと3世代という意味は、あそこに要するに、子どもたち、現役、そして高齢者、この3つが集える場所という意味合いでございます。3世代同居とかそういうことではないわけですよ。ですから、そういった方々がそこに集って、いろいろな交流も図れる場所という意味合いでございます。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 今現在、素案が示されてきて、これがそのままずっといきますと、来年2月に基本設計に入ると。議会の過半数が

オーケーといえれば、これは予算として通りますから、事業が実施をされていくということになるわけですね。

そうすると、果たしてこの計画に何人の人の意見が反映されているのかということについて、もうちょっと私は、広く市民の知恵をかりるとか、市民だけでなく、もちろん広くアイデアを募りながらやるべきではないかということで、第1問では質問をさせていただいたつもりであります。今現在、これで完全に固まったものではないというような市長のニュアンスに私はとりましたけれども、もうちょっと、どこか市民に説明をして、そこで意見を聴取する場というものを改めてつくると考えてよろしいんですか。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 これについては、やはり先ほど議員がおっしゃっているように、議会は市民の代表だということもあります。ですから、私は前回の一般質問等での議員の質問も、重要視させていただいたという点は自負しているところでございます。ただ、議会の皆さんが、大多数が理解していないというお話でございますが、そこは議会でやはりまとめていただいて、どこがだめなのか、どういう方法がいいのかということも、また提議してもらえば、我々も耳を傾けないということではございません。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 議会は市民の代表ではありますけれども、市民に直接問うという姿勢について、私は、市長からそのことを読み取ることは今ちょっとできなかったんですよ。やはり、市民の知恵、情報をいろいろ市民からいただく。そして、多くの市民が、このプランにかかわることによって、応援したくなるカミン

と、こうなると思うんですね。

どこかで誰かが決めた案で、十分な議論もなく決まったというような印象を市民が持つとすれば、この計画はまた危うくなるのではないかと思いますから、議員に提示をした、けどそのことだけでは私は足りないのではないかと。もうちょっと広く市民の意見を求めるべきではないかと思いますが、いかがですか。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 先ほど申しあげましたように、決して市民の方々の意見を現時点までで聞いていないということはないんですよ。今までも聞いておまして、それを参考にさせてもらう部分については参考にさせていただいてまとめたということですから、これをさらに、また市民にどうですかというような議論の場を設けていくということについては、今までの考え方でいいのではないかと。

そういう声が大きいいいましょうか、そういう形が出てきた場合については、考え直すということもあり得るでしょうけれども、ただ先ほど申しあげましたように、それぞれの省庁の補助金もいただかないと単独ではできないわけですから、そのタイムリミットもありますので、そこまでどういう形で我々ができるか、担当課にも指示をしてまいりたいと思います。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 先週の金曜日ですか、2日ですから。私らも、十分これは消化不良で、まだいろいろ聞きたいことがたくさんあるわけです。ですから、カジノ法案のように委員会で6時間の審議でどんと決まったというような感じにはしてほしくないわけではありますが、ちなみに、けさの新聞によりますと、半郷に道の駅を山形市が整備するということがございました。

そのことで、議会が市長に今提案をしている上山のこちらの南側のインターの近くにも道の駅ということがあったわけですが、これが非常に実現性が乏しくなったと私はちょっと見ております。やはり、カミン、まちのど真ん中ですから、かわってまちの駅というような発想の中で市民も集う、これは結構です。そして観光客が、どうもここが見えてこないんですけども、観光客を入れながら、まちの駅として観光客も立ち寄る、そういう性格には修正するおつもりはないですか。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 まちの駅とは、多分十日町のこともありましたけれども、数年たちます。まずそこについては、まちの駅ということも考えて土地を取得した経緯がございます。

ただ、現状を見てみますと、なかなか観光客が街の中に来ていないという現状がございます。ですから、それを起爆剤にして来ていただくということも一つの施策でございますが、ただそういう経済状況といえますか、経済に対する、我々が第三セクターというものをやっていったときに、果たしてそれだけのものができるかという長期的な計画、調査、これをやっていかないと、ただ単にできないと思いますし、ですから、前から言っているとおり、民間にやっていただければという話がありました。その中で、有力な民間の方々とお話ししましたけれども、上山の欠点は、要するに野菜栽培が少ないと。ですから、勝負は我々にはできませんということで、一応言われたケースがございました。これはこととしてございます。

ですから、そういった、今、農業夢づくり課もつくっておりますけれども、その中で、6次産業化で、あるいはそういった道の駅とか直

接的な消費につながる部分について、どう対応していくかということをやはりきちっとやっていかないと、ただつくればいいということではございませんし、国交省の補助金だって、そんなに潤沢なものではございません。

ですから、その辺は慎重に対応してまいりたいと思っています。ただ、カミンについては、商業施設も中に入るわけでございますし、これから金融機関の力もおかりしながら、商業部分をどうやっていくかということは、これからの議論でございますし、今提議があったようなことが、どういう形である中に設けることができるかということは、検討すべきものだと思います。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 それでは、私の第1問の質問の中で、温泉施設を設置をするということについて、回答がどういうものだったのかわかりませんでしたので、再度お尋ねします。

そして、クアオルトの拠点施設というようなことについてもあわせてやるべきだということについての回答を、もう一度お願いいたします。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 その調査もしたということは、前議会でお話ししましたが、問題は、いわゆる風呂の部分、これであるならばカミンでもという考えも持ちました。ただ、議会からも提案がありましたように、日帰り温泉施設を一緒にしてくれということがありました。やはり、日帰り温泉施設というのは、自然とか風景とか、そういうものが求められるわけですし、カミンにつくった場合、壁に向かって日帰り温泉といったときにどうなるのか、果たして来てくれるのかということを考えた場合、あのカミンでは難しいだろうという決断をしたところでござい

ます。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 私は、風呂に入るとき、気持ちいいと目をつぶって入っていますから景色は余り関係ないほうなんですけれども、カミンに風呂を入れることについて、これはかなりインパクトがあると思いますし、弁天に今のところ補助金が見つかっていない中で、約15億円ぐらいのお金を突っ込むということについての懸念のほうが、はるかに私にとっては大きい。

カミンに、470万円ほどかけて調査をしたというのも、可能性調査ですからやったわけではございますが、それが景色だけでバツと切られるということについて、私はいま一つ納得していませんし、それほど風景というか、中から見える、中から見えるということは外からも見えるということですからね、それがそれほど重要視されるのかということですよ。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 目をつぶって風呂に入る方もおるでしょう。しかし、やはり日帰り温泉施設は、どこも見てください。天童にしてもそうです。やはり風景といいましようか、そういうところが、あともう一つは雰囲気といいましようか、そういうことだと思いますし、もう一つ、カミンというと20年を経過していると、ビルがですね。今回、大幅なりフォームといいますか、それをしなければだめなんですよ。

ですから、あと問題はやはり温泉ですよ。温泉の量。今現在、やはり葉山も足りないんです。ですから、新湯は若干出る気がしないでもないですけども、でも総体的には足りないと思います。ですから、総合的に判断をしたということで、御理解をいただきたいと思います。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 ちょっと私が幾ら言っても、この場ではがちが明かないようでございます。改めて、別の議論の場を設定していただく中で、この問題については打開をしていきたいなと思っております。

それから、2階に1, 200平方メートルといますから363.6坪の商業スペースを設けるとしておりますね。300坪を超える面積といえはかなりの面積になるわけですが、1階ではなくて2階にそれをつくるということについて、まずテナントが埋まるのかどうか、そのために金融機関の力をかりるということも書いてありますけれども、現実的に家賃をそこからとって、うまく回るということについての目算、めどについてはどのようにお考えですか。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 これについては、やはり家賃収入を上げていかないと、基本的には回らないということですよ。ですから、やはりそこにある程度といたしましょうか、きちっとした料金がいただける商業施設を持ってこようというようにございます。ですから、これについては確実なものがあるということではなくて、これからやはりいろいろな形でいろいろな人の力をかりて、あるいは人脈を通して、そしてできるだけ持ってきていただくということございまして、現時点において、確実にここが決まったということではなくて、ここをきちんとしていかないと、この商業施設、1階、2階の部分は回りにくいということでの位置づけということで御理解をいただきたいと思えます。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 民間シンクタンクの報告書の中では、このビルは商業施設としては

成り立ちにくいというような表現があったと思いますね。その報告書を踏まえれば、これだけ広大な面積を2階に確保するということについては、どうなんですか、少しリスクが高過ぎると思いませんかでしょうか。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 失礼しました。現時点において、2社が入るといようなそういう方向性をいただいています。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 2社というのは、面積にしてどの程度なんですか。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 数字は、まだ現時点では決まっておられませんけれども、そんなに小さい面積ではないと思います。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 いろいろと聞いておきたいと思いますが、以前、たいらぐらで、あそこで月に何度か直売をやっていたことがございました。その際は、カミン内のテナント入居者に遠慮もあったんでしょう、同じ野菜がダブるということもあって、ただ市民の中から、もうちょっとふやしてほしいという、新鮮な野菜を、量的には確かに、市長が言ったように上山の野菜の量は決して多くはないんだと思いますが、市民が直接行って農家のものを買う、それもスーパーに並んでいるようなものではなくて、少し規格外でも結構ですと、そういうことで入ったわけですが、そういったものだって、当然、あそこでは商売として成り立つと思いますけれども、そういう可能性も、ぜひ追求していただきたいというようなこと。

それから、先ほど観光客について、昔、物産がありましたから、あそこに行くとな上山のある

程度のお土産物も買えたと。観光客だけでなく、私らもメリットがあったと思っていますが、そういったことについては、改めて観光客に対する、観光物産協会も、この先どう動くかわかりませんし、その辺、入るといようなことについても含めて、観光客に対する対応を伺います。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 観光客については、はっきり言って、まず一つにはインバウンドがいまいちといいましようか、山形県全体、特に東北全体と言っても過言ではございませんけれども、一人負けという状況でございます。

それから、御存じのとおり観光形態も、要するに大型化から小型化といいましようか、家族あるいは友人関係といった、そういった形態に変わってきているということでございます。

ただ、言えることは、そういった方々は、物見遊山でなくて、やはり地域に入って体験するとか、あるいは地域の方との交流を図るとか、そういった体験型の観光になってきているということも事実でございます。

そうしたときに、上山の土産というんでしょうか、特産物というんでしょうか、これを1カ所で買えるということ、ぜひ我々行政の中でも考えていかなければならないねということは話をしているところでございますし、ただそれが今回のカミンの2階という活用の中では、どれだけのスペースがとれるかということもあるわけでございますし、ここは観光物産協会とか商工会とか、そういった方々との話し合いの中で進めていかなければならないのではないかなと。個人の経営者といいましようか、そういうことではなくて、もっと広い意味での上山の観光あるいは物産というものを考えていく必要が

あるのではないかなと思っておりますし、これについて、これからさらに議論を深めてまいりたいと思っています。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 今のところについては、まだ今後協議の余地がありと理解をいたしました。

それから、ちょっと解せないと思ったのは、2階に高校生のための勉強とか読書とか、あと大人もいいということでしたけれども、交流スペースをつくるということですが、高校生は、長期休みを除いて日中は学校へ行っているわけですし、商業のシンボルとしてできたビルに、高校生の読書スペースをつくるということについて、どういう理解をしたらいいのか、もったいないのでしょうか、図書館もあるわけですから。高校生ということの発想について、どういうことですか。

○坂本幸一議長 商工課長。

○富士英樹商工課長 先ほど市長が申し上げたように、この施設については3世代が集える施設ということで考えておりますので、できるだけそういった機会を多く捉えて、要は商業施設は難しいというのは民間シンクタンクの報告書の中でも明らかでございますので、そちらについては、周辺の商店街に商売については頑張っていたくという方向性、この施設については、できるだけ人が集まるような施設にしていきたいという考え方から、このような考え方が出されております。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 ちょっと理解がまだできません。納得ができません。

それから、エレベーターを2つしか残さないと、あとは廃止、エスカレーターについては全

廃をするという方針がありましたけれども、それでいいのですかと。それは、前回の説明では階段があるんだから歩いて行けという、歩けない人はエレベーターを使えと、こういう話ですけども、より高齢者に優しい施設というふうに私、第1問で申し上げたつもりですが、エスカレーターを全部取っ払うということについても、私は誰がどういうふうに考えたのかなと思っているんですけども、市長もそれで了解しているわけですか。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 あそこは、商業施設ではなくなるわけですから、そんなに多くの方が一気に何十人も乗るといったことはない、エレベーターにしてもですね。ですから、それでいいんだろうなと思っているんです。

ただ問題は、やはりあそこのビルに対しての投資とランニングコストというものは、やはり今までのように商業施設として収入があるべき体制がなくなるわけですから、やはりどこかを削っていかねばならないわけですよ。今までどおりのような形態の中で、いわゆる収益が上らない施設となれば、当然、市からの持ち出しがふえるわけですから、やはりそこは削るところは削る。しかし、利用者の方々からも、その部分は言えないにしても理解をさせていただくということで、最低限の足の利用というんでしょうか、そういう形でエレベーターについては2基残させていただいて、エスカレーターについては、歩ける人は上山市はクアオルトをやっておるわけですから、歩ける人には歩いていただいて、どうしても歩けない人にはエレベーターで図書館にも行ってもらうというようなことでございます。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 エレベーター2基残ると言われましたけれども、1基は区分所有している金融機関用ですよ。だから実質1基ということですね。ですから、これで十分だとは私は到底思えないので、再考をお願いしたいということをまず申し上げておきたいと思います。

そして、私の提案についてはほぼゼロ回答ということで、しかし多くの市民にもし問いかけてすれば、これはもっと多様な意見が出てくると思いますし、プレス発表されたことで、これで決まったんだなと思っている市民もいるかもしれません。

しかし、まだまだこれから練り上げていく余地があるよというようなことについて、やはり市長から市民に対してもメッセージを発信してほしいと思いますけれども、この辺について、私は、だからプレス発表はまだ早かったのかなと思っているんですよ。ああいうふうにテレビや新聞に出てしまうと、それでもう決まりというふうに受けとめる市民の方も少なくないと思いますから、「いや、まだ皆さんの考え方をぜひお知恵を拝借したい」ということについて、再度お伺いしておきたいと思います。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 プレス発表が早いという御意見でございますが、私も風呂にも行きますし、いろいろなところにも行きます。その中で不安というのは、非常に大きいんですよ、市民。何をするんだと、一体どうなるんだと。これ、ど真ん中であれだけあってどうするんだという意見が非常に強かったんですよ。

ですから、担当課にも指示をして、できるだけ早く、まず方向性だけ示そうというようなことで今回示させていただいたので、このプレス発表は、私は間違いでないと思っています。

ただ、議論の中で出てきている市民合意というものについては、やはり我々が独占して行政が何でもやるというものでもございません。やはり市民とか議会の意見を尊重させていただいて、行政運営というものはやるべきものでございますし、そういった面では、限られた期間ということもあります、これは。先ほどの明示した部分については、それでないといろいろな制度の援助を得ることができないということになりますので、ですから、その期間内でどういう形で、そういった合意形成ができるか、担当課に指示をします。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 このカミンは、永田市長時代にできたものと思っておりますが、その後、市長が阿部市長、そして横戸市長とかわってきたわけでございます。

テナント入居者に聞きますと、市がやるんだから心配すると言われて入った方々があつたと認識しております。事ここに及んで、私の代のものではないからということでは済むわけではございませんし、市長はやはり長として十分な市の責任問題、これは継承しているわけですから、ぜひ市民合意をとにかく尽くすようなことを最大限頑張ってほしいと要請をしておきます。

そして、あわせて温泉施設について、カミンではだめだという話だったんですけども、5億3,000万円で整備ができるという試算、そして弁天にすれば十四、五億円かかるということ、場合によってはもっと上がるかもしれませぬ。それだけの投資をするということについて、先ほどエスカレーターをとめる、節約するという、その辺でやはりちょっと、まだ議論の余地があると思うんですよ。削りながら、徹底して削減をする。しかし、あそこには十四、

五億を真水で投入していくということについて、やはりきっちり、ここも議論をぜひさせていただきたいというふうに思います。

十日町の件についても同様でございます。十日町の優良賃貸住宅、これについても、まだまだ議員の中では議論が尽くされているとは思っておりませんので、お願いをいたします。

残りの時間で、保育所問題も触れさせていただきます。

待機児童ゼロについては、引き続きこれは努力していただきたいんですが、今の保育士の配置基準は、昭和44年以降、ゼロ歳児を除いて全く変わっていないという状況です。ですから、もう四十数年前の配置基準が今も踏襲されているわけでありましたが、子どもの手のかかり方は、過去とは比べものにならないぐらい、手のかかる子、気になる子というふうに業界では呼ばれているようですが、そういう子がふえています。特に、低年齢化しているからなおさらなんですけれども、このことについて、ぜひ配慮をした保育士の配置をお願いしたいと。

具体的には、ことしも採用はないようですけども、去年はあつたんですね。ここをぜひ、採用について抑制をするのではなくて、ぜひとっていただきたいと。今回、民間の2施設、公立の2施設、4施設を私なりに回ってまいりましたけれども、現場は極めて大変な状況でございました。ですからまず、来年の保育士の採用、再来年の保育士の採用について、市長の見解を伺っておきます。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 保育士の採用については、計画的に採用しております。特に、年次ごとにやめられる方もきちっとわかっているわけでございますので、一時的にやめられる時期があつ

たときには、先取りといいましようか、前もって採用させていただいた時期もございました。

そういうことで、現場の声を聞きながら採用させていただいておりますし、現時点においては、パートさんもおりますけれども、パートさんもあわせた中で対応はし切れるというのが担当課の話でございました。ですから、これについては子どもたちの保育という点については非常に大事な件でございますので、採用してまいります。

ただ、先ほどのことにも鑑みますけれども、子どもが少なくなってくるというような状況が現実にあります。そういう中で、民間の方々に対しては、やはり優先的にとかそんな配慮もしながら、総合的にやっておるところでございますが、いずれにしても、現場が大変だと、現場が苦しいというようなことがないように、採用も含めて対応も含めてやってまいります。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 それでは、先ほど障がい児保育について回答があったわけですが、私もちょっとよくわからなかったんですけども、障がい児3人に1人の保育士というようなことだったんですけども、私は、障がい児の場合は2人に1人というふうに認識しておりますが、これは私の認識の誤りでしょうか。

○坂本幸一議長 福祉事務所長。

○土屋光博福祉事務所長 当市におきましては、あさひ保育園で障がい児保育をやっているときから、3人に1人という基準を踏襲してきております。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 3人に1人では、ちょっと厳し過ぎるのではないですか。これはやはり、1人で3人の障がい児をどうやって見る

んですか。最低2人に1人だと思いますけれども、この交付基準はこのようになっているんですか。算定基準が下がっているということですか。

○坂本幸一議長 福祉事務所長。

○土屋光博福祉事務所長 特に、補助等の交付基準ということではありませんで、あさひ保育園でやっているときから3人に1人ということです。特に要綱等はなく、自治体独自で決めているようでございまして、3人に1人の自治体が多い状況でございます。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 そうですか。それは、すぐ直していただきたいということを、まず強く求めておきたいと思います。

クラスについては、3歳未満では6人に1人ですが、3月31日に6人に1人だったのが、4月1日には20人に1人になるという、そんな現象もあるようですから、3歳児は手薄になっています。そして、ゼロ歳から1歳、ここも大変になっているということですから、厚労省の基準は基準として、これちょっと、3人に1人はちょっとショックですね。ぜひ早急な見直しを、これも求めておきたいと思います。

そして、あさひ保育園でやっていたわけですから、今現在は公立保育所でやっているようですけれども、障がい児保育は、新規の希望者に対して、ぜひ前向きにやってほしいと思っております。受け入れるということで、引き続き受け入れると、そういうことでよろしいんですね、これは。

○坂本幸一議長 福祉事務所長。

○土屋光博福祉事務所長 集団保育が可能な児童につきましては、こちらのほうも加配等を含め、障がい児の保護者の方と障がい児の方、それか

ら園等の見学もしていただきながら、その園での加配が必要な状況等も勘案しながら、引き続きやっていくという考えでございます。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 それも集団保育に適合する人だけがというところが、若干危ないところとかグレーゾーンなんですね。加配をすれば間に合うのに、加配が嫌だから集団保育になじめないからだめですという切り方を私はとても心配しているので、集団保育といってもみんなと一緒にやれるわけではないわけですから、障がい児保育については、さらなる加配をつけながら、受け入れということをぜひ実施をお願いします。

そして、病児保育ですが、平成29年度からやるというのが平成31年度からということで2年間延びるわけですが、この病児保育の実施計画については全くまだ白紙ということですか。要するに、保育園に部屋を設けて看護師をつけて実施をするのか、医療機関の一室を借りてやるのかといった、そういった大筋のことについても、まだ計画が未定ということでしょうか。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 この件でございますが、当初、数年前に医院から提案があったわけですが、そのとき、市が断った経緯がございます。そういうことで、今、改めて保育園でやるか病院でやるかということについて、医師会と今、話し合いをさせていただいております。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 それでは、平成31年度からということですから、ぜひこれはおくれられないように実施をすることを要請しておきます。

そして最後に、フッ素についてですが、保育所では全園で公立でやっている。1つの民間保育園は、方針としてフッ素洗口をやりませんということを確認しているようです。小学校については、さっき2校でということ、あとの学校ではやらないということですから、同じ公立の小学校において、やる学校とやらない学校があるのは、ちょっと奇異な感じを受けるわけですね。学校長の判断だと言えればそれきりでしょうけれども、何でやる学校とやらない学校があるのでしょうか、教育長。

○坂本幸一議長 教育長。

○古山茂満教育長 まず、任意という意味なんですけれども、2つあります。

1つは、各学校の教育課程上でできるというものについては選択という、できるかできないかという選択。もう一つは、その学校でできるとなった場合に、保護者が選択するという意味の2つの意味です。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 ちょっと教育長、今のわからなかったんですけども、上山小がやっていて南小がやらないと。できる、できないって、何で同じ規模の学校でそんな差が出るのか。

要は、保護者にもう一度、選択制、希望制だということをまず周知をして、文書で出してほしいんですよ。親は、学校で勧めるものは、もう当然、丸となるわけですよ、大方の人は。よほどアレルギーとか毒物について造詣の深い人は別にして。

ですから、改めて養護教諭の事例を私、第1問で読みましたけれども、そのようなことが現実にあると。我慢している子どもがいるという現実を踏まえていただいて、これについては即

座に中止してもらえば一番ありがたいですが、それができないとすれば、まずは再度文書をとって、委員会から指導をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○坂本幸一議長 教育長。

○古山茂満教育長 先ほどあった養護教諭部会がありますね、県のほうの、組合の。その報告書にはあるんですけども、私たちも県に問い合わせをしてみました。そうしたら、そういうのは届いていないということが1つ。

それから、仲間がやっているから私もやりたいという子どもがいるということなんです、最終的にはやはり親御さんが希望する、希望しないというのが選択ですので、そこを学校でも丁寧に説明をして、そして希望するかしないかを決めるというようなことで、なお文書では説明をするということは大事なことだと思いますので、やっていこうというように思います。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 ここで県教育委員会の回答をちょっと読み上げます。

学校では、保護者に効果と副作用をきちんと説明した上で実施していると聞いている。学校が適正に説明を行わずに、子どもが副作用で症状を起こすような事例があれば、文書でなく直接教育事務所を通して指導する体制を整えたいと考えている。また、両論併記に管理職がストップをかけるようなときも同様であるといって指導しておりますので、ぜひ改善に向けて努力をお願いしたいと思います。

では、これで終わります。

○坂本幸一議長 この際10分間休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 開議

○坂本幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番佐藤光義議員。

〔7番 佐藤光義議員 登壇〕

○7番 佐藤光義議員 議席番号7番、会派創志会、佐藤光義です。

通告に従いまして質問いたします。

ワイン特区取得による今後の展開について質問いたします。

日本のワイン生産は、明治維新後の1870年代に始まり、1964年の東京オリンピックのころから消費に動きが出てきており、1972年を始まりとする第1次ワインブームから大きく変化し、1997年から1998年の第6次赤ワインブームの影響で消費量が急速に増大し、消費量は年間約25万キロリットルにもなったとされています。

その後、ブームが落ち着き、消費量は一旦減少したものの、約25万キロリットルの消費量は維持しており、2010年は約27万キロリットル、2011年は約29万キロリットルと近年でまた増加傾向にあるようです。

日本ワインは、白ワイン用品種の「甲州」や、赤ワイン用品種の「マスカット・ベリーA」等の日本固有種に加え、カベルネソーヴィニオン、アメリカ原産ラブラスカ種との交配種ナイアガラ、デラウェア、さらに近年ではシャルドネ、メルローといったワイン専用種も導入され、幅広い品種から多様な味わいのワインがつけられているのが特徴だそうです。

これらのワイン用ブドウ生産量は、国税庁の調査によると2014年度で2万192トン、2015年度で2万5,254トン、前年対比約125%となっており、2020年の東京オ

リンピック・パラリンピックに向けて、さらに増加している傾向にあるそうです。

ワイン用ブドウの生産量は、第1位が山梨県、2位が長野県、3位が北海道、次いで4位が山形県となっており、総生産量の2万5,254トンのうち2,428トンとなっています。

上山市においても、ブドウ生産者、酒造業、農業協同組合、その他関連産業の消費拡大を図るため、2014年上山市議会3月定例会において、「かみのやま産のワインによる乾杯を推進する条例」が可決されたことを皮切りに、2015年12月には、ワインを活用して地域振興を図ろうと、上山市や地元ワイナリー、醸造用ブドウ生産者、金融、観光関係者らが集まり「かみのやまワインの郷プロジェクト協議会」を発足し、ワイン用ブドウの栽培面積とワイン醸造量、消費量の拡大に向け、オリジナルワインの開発やPR活動など各種事業計画に取り組むこととし、2016年6月には、地域の特産物を原料とした果実酒またはリキュールを製造しようとする者が製造免許を申請した場合には、一定の要件のもと、最低製造数量基準（現行6キロリットル）を、果実酒については2キロリットルに、リキュールについては1キロリットルに引き下げるワイン特区の認定を受けました。

このほかにも、県内外の方たちに上山市に来てもらい、かみのやま産のワインを知ってもらう機会として、2014年7月に「やまがたワインバル2014 in かみのやま温泉」が上山城付近一帯を歩行者天国にして開催され、県内のワイナリーとかみのやま産ワイン用ブドウを使っている県外のワイナリー10社が集まり、約2,000人の来客でにぎわいました。

2015年の第2回では約2,800人、2016年の第3回では約3,000人の来客で

盛り上がり、かみのやま産ワイン、ワイン用ブドウの知名度向上に大きく貢献し、観光資源としてのワイン産業が、まちおこしの起爆剤的存在になろうとしている現状であります。

こうしたにぎわいが、年々増加傾向にある中、現在、市内のワイナリーは2軒と少ない状況であります。ワインバルにおいても、市内だけではなく県内外のワイナリーの協力を得ながらにぎわいをもたらしています。

こういった取り組みを機に、近隣市町との広域連携に取り組むべきと考えます。南陽市や高島町といったワイナリーを有している市町と連携し、広域協議会の設置をする考えがあるか、市長の御所見をお伺いします。

広域連携に取り組むことで、現在本市では、2軒と少ないワイナリー数でも、西は南陽市、南は高島町と接していることから、あわせると7軒のワイナリー数となり、宿泊を伴うようなワインツーリズム旅行商品を開発することは、本市にとって大きな経済効果や交流人口の拡大につながることは間違いないと言っても過言ではないと思います。

本市単独では、現状、ワインツーリズム商品の開発に取り組むことは難しいと考えますが、広域連携することで、さまざまな可能性が見えてくると考えられますが、ワインツーリズム商品の開発について、市長の御所見をお伺いします。

次に、ワイン用ブドウの生産拡大策についてであります。

原料が国産ブドウだけで製造されている日本ワインは、現在、日本国内で製造されているワイン10万921キロリットルのうち約20%しかなく、ほとんどが国産ブドウと輸入濃縮果汁をあわせて製造され、国産ワインとして出荷

されているのが現状です。

世界のワイン生産国は、品質維持や表示基準等を定めたワイン法を有しますが、長年にわたって甘味果実酒がワインとして流通しており、その後の輸入自由化で輸入果汁や輸入ワインを原料にしてきた日本においては、全国的に一律の法制度は整っておらず、原料産地やブドウ品種に関係なく、国内で醸造を行うことで「国内産」を表示することが可能となっています。

日本のワイン産業の発展、ブドウ農業の活性化、税収の増加などの観点から、日本での法制定は緊急な課題であるとされていました。2010年代に入り、日本で栽培されたブドウ100%を使ったワインを「日本ワイン」と表示する流れも広まっており、国内法の制定に向けた動きが出てきました。

これに引き続き、政府による産地の表示に係るルールが整備されました。ワインの表示に関しては、2015年10月30日、国税庁が「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の6」に基づき、果実酒等の製法品質表示基準を制定しました。基準の適用は2018年10月30日となっています。

背景として、国内における酒類消費が横ばいの中、ワインは近年消費が拡大している成長産業であること、特に国産ブドウ100%を原料とする日本ワインの中には、海外で高い評価を受ける高品質なものが出てきていることから、日本ワインとそのほかのワインを明確に区別し、日本ワインに限り、一定の条件を満たせば地名、ブドウ品種名、ブドウ収穫年の表示ができるようにするものとなっております。

本市の年間降水量は約700ミリで、夏は35度を超え、かなり暑くなりますが、9月以降の夜は一気に冷え込むため、昼夜の大きな寒暖

差でブドウの凝縮感、香成分が蓄積されていきます。また、地形的に傾斜がある上、礫が多いため水はけがよく、県内でも全国的にも、ブドウ栽培に適していると高い評価を得ております。

よいワインはよいブドウからという考えのもと、全国的には垣根栽培が主流の中、本市は、気候や地形、風土を生かした棚栽培が多く、さまざまな努力や多くの失敗を重ねてきたことで、ほかの産地にはまねができない高糖度で品質のいいブドウ生産を実現させ、2013年に行われた国産ワインコンクール（現日本ワインコンクール）において、見事金賞を受賞しました。

2015年のコンクールでも、大手ワインメーカーが出品したかみのやま産のワイン用ブドウで醸造されたワインが金賞を受賞しております。

高い評価を得ているワイン用ブドウの生産は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けても、さらなる拡大を図り、上山を日本全国に、また世界中にPRするすばらしいタイミングだと考えます。

本市の生産者の年齢構成は、20代から70代まで幅広く、平均年齢は60代後半と言われております。ワイン用ブドウだけではなく、米農家や果樹農家においても、高齢化や後継者不足となっておりますが、新規就農者や新規参入者を募り、新たな担い手を育成する必要があると考えます。

そこで、これまでさまざまな努力と苦勞をなされている知識と経験を、新たな担い手に伝承する指導者の確保は、今後、ワイン用ブドウの生産拡大を図るためには絶対条件だと考えますが、市長の御所見をお伺いします。

次に、生産拡大を図る上でもう一つ欠かすことができないものが、生産者にとって効率的に

ワイン用ブドウが生産できる環境を整備することと考えます。これを実現するためには、一刻も早く農地の集約に力を注ぎ、また遊休農地の活用もあわせて行いながら、生産面積をさらに拡大させ、将来ワイナリーをしたい方にも広く園地を紹介でき、これからの本市のワイン産業の活性化にもつながるものと考えます。

このようなことが、ワイン用ブドウの生産拡大策として必要になるのではないかと考えますが、市長の御所見をお伺いし、1問目といたします。

○坂本幸一議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 7番佐藤光義議員の御質問にお答えいたします。

初めに、近隣市町との広域連携について申し上げます。

近隣の村山、置賜地域におきましては、本市の2軒を含む10軒のワイナリーが立地しており、各ワイナリーが連携しながら地域全体で活性化策に取り組むことが重要であると考えております。

現在、広域組織として村山地域では、やまがた広域観光協議会、置賜地域ではやまがた花回廊キャンペーン実行委員会が存在しており、2つの組織が連携してワインツーリズムを含むワイナリーを活用した地域活性化事業を検討しております。

市といたしましては、両団体の構成市として連携事業に積極的に参画しながら、ワインによる地域振興を図ってまいります。

次に、ワイン用ブドウの生産拡大策について申し上げます。

熟練した栽培技術を持った方からの指導は、新規就農者が高品質なワイン用ブドウを栽培す

る上で不可欠であると考えております。そうした指導者を確保するため、市といたしましても、関係団体等と協力しながら、知識や経験の伝承を支援してまいります。

また、農地の集約化及び遊休農地の活用につきましては、個々のワイン用ブドウ栽培希望者に対し、農地中間管理機構等と連携しながら、栽培用地等の確保及び集約に努めており、今後こうした体制の中で、集約化、遊休農地の活用に対応してまいります。

○坂本幸一議長 佐藤光義議員。

○7番 佐藤光義議員 まず、近隣市町との広域連携で、広域協議会の設置をするかという考えなんです。これは、今現在村山、置賜地域に、それぞれ観光協議会と、あと花回廊キャンペーン実行委員会があるということで、ワインに特化した広域協議会の設置というものは考えがないかという質問に対してそういった答弁だったのですが、ワインに特化した協議会の設置をする考えはないのか、もう一度お伺いします。

○坂本幸一議長 観光課長。

○平吹義浩観光課長 ワインに特化ということは考えてございませんけれども、この2つの団体ともワインによる振興といったものを大きな課題と捉えておりますので、この組織を使ってワインの観光振興というのを図るのが最も効率的だし、組織自体も求めているということが言えることでございます。

○坂本幸一議長 佐藤光義議員。

○7番 佐藤光義議員 それでは、今実際に村山地域、置賜地域において、2つの協議会においてどのような連携を今後展開していくのか、どのような話し合いが行われているのか、現状をお伺いします。

○坂本幸一議長 観光課長。

○平吹義浩観光課長 やまがた広域観光協議会、これは村山総合支庁が事務局になって、村山7市7町の自治体と観光協会等が入っている組織でありますけれども、来年度の事業として、今検討しております。来年度の予算事業ということでありますので、未定の部分が多いんですけども、概略を申し上げますと、域内のワイナリー、それとワインが飲める、ワインだけではなくて日本酒も含むんですけども、そういったお酒が飲めるところに共通券を出して、大いに利用してもらおうという企画を考えています。あわせてPR部分が必要なんですけれども、既存の出版物等を利用して宣伝できないかというようなことを考えております。

なお、これを置賜にも話をかけて、村山、置賜、この2つの地域でやれないかということを検討してございます。

それからもう一つ、市外、県外からお客さんを呼ぶといった場合に、最大の市場といたしますのは、これは仙台圏ということになりますので、仙台圏での村山、置賜あるいは県産のワインをPR、試飲する機会といったものを仙台の中心部において行えないかといったことを検討しております。

○坂本幸一議長 佐藤光義議員。

○7番 佐藤光義議員 広域の協議会を設置するのではなくて、この2つの協議会、実行委員会の中において、来年度、まずは予算の編成からというようなこととお伺いしました。

これにおいて、まずは今後、仙台圏が一番のポイントになることで、中心部においてPR活動を行っていくという考えなんですけど、これを今現在は、村山地域、置賜地域共同で連携して行くと捉えましたが、今後の展開としまして、県全域で連携をして、近隣である東北6県だけ

ではなくて、全国的にPRするとか、そういった将来の展望というか、そういったものをどのようにお考えになるのか、お伺いします。

○坂本幸一議長 観光課長。

○平吹義浩観光課長 全国展開といいますと、まだ非常に道のりは遠いのかなと思います。まずは、近隣の、そして既存の組織で行っていきこうという、そういう段階でありますので、ワインの消費拡大というのは、観光面から考えますと、県内、東北以外にも首都圏へというような、そういった考えがありますけれども、まずは今申し上げたような事業をやっていきこうという段階でございます。

○坂本幸一議長 佐藤光義議員。

○7番 佐藤光義議員 第1次ワインブームから始まりまして、また2020年の東京オリンピック・パラリンピックで、またワインブームが来るのではないかと予想されております。

そうしたことによって、海外からのお客様もたくさんいらっしゃると思います。そういったことで、今、全国ではなくて、まずは近隣からというのですが、2020年までにはもう時間もないと思います。まずはというか、近隣にPRするのと同時進行で、全国的にも世界的にもPRしていく、そういった宣伝をしていくという必要があると思いますが、これについてお伺いします。

○坂本幸一議長 観光課長。

○平吹義浩観光課長 今のお話というのは、ワインにかかわらず、上山の観光といったものを考えたときに、確かにオリンピックということで、今インバウンドということが大きな話題になっておりますけれども、その施策の中で、ワインというものを有力な資源ということで、宣伝をしていきたいと思っておりますけれども、そこま

で煮詰まったものというのは、まだないのが現状でございます。

○坂本幸一議長 佐藤光義議員。

○7番 佐藤光義議員 そこまでまだ考えてはいないということなんです、やはり今までのワインブームがあって、一時ちょっと停滞したり減少したりと。またワインブームが来たりとあって、東京オリンピック・パラリンピックがまたブームの到来となり、その後、またちょっと停滞するのではないかと思います。

そこまで時間がないので、なるべくそういった近い将来の展望をもう少し見据えながら、同時にいろいろと各地域と協議を進めながらPRを行っていかねばいけないのではないかと。最近では、本市としてクオアルトと、あとワイン振興というのが施策として非常に力を入れて推進していることなのかなと、私は感じているところです。

それにおいて、やはりかみのやま産のブドウによるワインというものを、もっともっとPRするいい機会であると捉えておりますので、ワインツーリズムの商品の開発と一緒に、全国的、世界的にPRをするための、そういった将来の展望についても今後協議されることが必要になってくると思いますので、その辺も話題に取り入れながら協議を進めていってほしいと思います。

次に、ワイン用ブドウの生産拡大策についてですが、指導者の確保ということは必ず必要となってくると感じます。今現在、本市においての状況としまして、1問目でも申し上げましたが、生産者の平均年齢というものが60歳代後半ということで、後継者がいないというところも高齢者の生産者の中で数多いと聞いております。

その中で、実際に現場において指導者の確保というのが、本市でワイン用ブドウづくりを学びたいという研修生を受け入れたときに、そこまで労力をかけることができないと。今現在、自分の畑で精いっぱいだという生産者の方が多いというお話を聞いております。実際に、新規就農者向けの講習会というものは、南果連で、今、数名ですが受け入れていると伺っております。

この指導者の確保というものが、今までかみのやま産ブドウのブランド化について、品質の向上や品質の保持はもとより、新規就農者、新規参入者において後継者がいない高齢生産者のもとに研修生として来ることによって、かみのやま産のブドウづくりが継承され、その後、農地を引き継ぐということは、作付不足の解消にもつながってきます。これによって、かみのやま産のブドウというものをもっともっと長きにわたってPRするというか、品質を保持できると考えます。

そこでの今後の指導者の確保策として、高齢化している生産者のもとに研修生として招き入れまして、実際に農地を引き継いでもらうということが必要と考えますが、これについてお伺いいたします。

○坂本幸一議長 農業夢づくり課長。

○藤田大輔農業夢づくり課長 ただいまの指導者の確保等に対してどのように考えているかという御質問に対してお答えいたしますけれども、かみのやまワインの郷プロジェクト協議会においては、ワンストップ窓口と申しまして、新規就農者もしくは新規参入者がワイン用ブドウの栽培を行う新規就農者の募集並びに希望者に対して農地探し等々、面談を通して丁寧に農地探し等を行っております。

その中で、議員御指摘の指導者の確保ということも非常に大事なところでございますので、例えば、当該の希望就農地域内の経験豊かな農家がいらっしゃれば、そちらを紹介するであるとか、あるいは関係団体の紹介というのをやって、指導者の確保というのを各関係団体でやっていらっしゃると思っておりますが、そちらに対して市としても支援してまいりたいと思っております。

○坂本幸一議長 佐藤光義議員。

○7番 佐藤光義議員 またそのように、ワンストップ窓口でしっかりと情報というか、農業夢づくり課に来れば、しっかりと支援をしていく、新規就農者、新規参入者に対してしっかりと支援していくという答弁でした。

この、ワイン用ブドウの生産拡大策として、産地形成パワーアップ事業とかでさまざまな支援をしていると思っておりますが、この品質の向上と生産の収穫量の安定を図るのに、ワイン用ブドウにおいて、今現在、雨よけのビニールがけというものが余り行われていないみたいな状況なんです。雨が降ったときに収穫とかすると、やはり水分を多く含んでブドウ自体の糖度が下がってしまうという問題もあったり、病気でやられてしまうという問題があると。それによって、生産量も減少してしまうということを聞いています。

これに対して、今後生産者に対しての補助として、雨よけのビニール等にも補助というものがなされるのかということについてお伺いします。

○坂本幸一議長 農業夢づくり課長。

○藤田大輔農業夢づくり課長 本ワイン事業のワインブドウの栽培拡大に関する補助に関しては、3分の2の補助率のオーダーメイド型支援

となっておりますので、議員御指摘のようなビニールがけ等々についても補助してまいります。

○坂本幸一議長 佐藤光義議員。

○7番 佐藤光義議員 それと、もう一つ確認というか、聞いておきたいことがあるんですが、ワイン用のブドウ、例えば河北新報のニュースからなんです。ワイン用ブドウ苗木の全国有数の産地である山形県の苗木業者に全国から注文が殺到しているというようなニュースが、ことしの9月にありました。

そこで、上山市は、7月、効率的な苗木の育成方法の研究推進を農林水産省に要望したと。市農業夢づくり課の担当者は、安定的にブドウ栽培の成長を図るために、育成技術の進捗はもはや欠かせない状況だというふうに記載しているんですが、これについて詳しくお伺いしたいと思います。

○坂本幸一議長 農業夢づくり課長。

○藤田大輔農業夢づくり課長 報道の関係についてお答えいたしますと、7月において国、即ち農林水産省に対して、ワイン用ブドウ苗木の育成に係る支援をすることということで要望を行ったところでございます。

こちらを受けてなのかどうか、ちょっとわからないんですけども、10月に東北農政局から本件に係る情報提供依頼というのがありまして、現在、出先機関の東北農政局と連携を図っているところでございます。

少し書きぶりは、報道に関しては先進的な話になっておりますけれども、考えとしましては、まさに安定的なブドウの成長を図るためには、育成技術の進歩というのも必要ではないかなと思っているところでございます。

○坂本幸一議長 佐藤光義議員。

○7番 佐藤光義議員 こういった、新しい育

成技術を今後のブドウの生産に取り入れていきながら、しっかりと指導者の確保をして、この上山のブドウ生産技術のノウハウを新規就農者、新規参入者にしっかりと身につけていただき、またそこで研修された研修生が、ほかの地域に持ち出すことのないように、研修後もしっかりと上市市でブドウ生産、かみのやま産ワイン用ブドウ生産にしっかりと取り組んでいけるように働きかけてほしいと思います。

それにおいて、今後の収穫量のアップとしまして、今現状の遊休農地というものがある状態にあると思われまます。こういった遊休農地、地権者等もいると思われまますが、農地中間管理機構等を使いながら、早急に話し合いを進めていって、より生産者が利用しやすい、生産しやすいという状況をつくらなければいけないと考えまます。これについて、今、現状を、農地集約についてどうなっているのかお伺いいたしまます。

○坂本幸一議長 農林課長。

○前田豊孝農林課長 農地中間管理機構関係についてお答えいたしまます。

農地中間管理機構につきましては、導入当時、水田がほとんどの取り扱いとなっておりましたけれども、特に昨年度から、樹園地の貸し借りの申し込みがふえてきておられます。

現段階で、農地中間管理機構を通しての樹園地については、マッチングが決まったもので約4.2ヘクタールございまますが、そのうち3.3ヘクタールほどがワイン用ブドウを栽培する樹園地となっております。

なお、そのほかにも農地の貸し借りにつきましては、農地法等ございまますが、農地中間管理機構を通して貸し借りをしたほうが、貸すほう、借りるほうとも法的な規制の緩和等々、

メリットがございまますので、そちらのほうを勧めているところございまして、今後とも、こういった制度を使って農地集積に努めてまいりたいと考えておられます。

○坂本幸一議長 佐藤光義議員。

○7番 佐藤光義議員 実際に、今現状、収穫量が追いつかないという状況が、去年の「やまがたワインバル2015 inかみのやま温泉」の後に、参加したワイナリーの方が、ほとんどの方が南果連を訪問して、ワイン用ブドウの供給量の増量というものを依頼に来たという話をお伺いしてまます。

南果連だけではなくて、品質のいかみのやま産のワイン用ブドウ全体の収穫量というものを上げるには、園地をさらにもっともっと拡大していくという必要性がございまます。

今現在、遊休農地になっているという場所は、なかなかやはり使い勝手がよくないから、次の担い手の人たちが活用できなくて困っているというような実情でもあると思われまますが、そういったことも、市で利用者、今現在の生産者や、これからの新規就農者、新規参入者等の現場の方ともっともっと話をして、どういった方向性にもっていったほうがいいのかというものをしっかりと確認しながら、またその農地の集約というものにつなげていってほしいと思われまます。

今後のワイン用ブドウの生産拡大策は、新規就農者、新規参入者の受け入れ体制、面積拡大によって、あとそのほかのいろいろな補助の活用があつて、安定した生産基盤による安定したワイン用ブドウの収穫というものがなされてくると思われまます。

今後におきましても、産学官金と連携をして、ワイン振興を図っていって、生産拡大に向けて勉強して意見交換をし、地域の、上市市のブラ

ンド力の向上と活性化につなげていてもらいたいものと思います。

以上で終わります。

○坂本幸一議長 次に、1番守岡等議員。

〔1番 守岡 等議員 登壇〕

○1番 守岡 等議員 議席番号1番、日本共産党議員団の守岡等です。

私は、安心できる介護サービスのあり方について御質問します。

まず最初に、空き家等を活用した介護事業所への支援についてであります。

日本は世界に先駆けて超高齢化社会を迎えています。その日本の中でも、上山市は65歳以上人口比率、高齢化率が35%を超え、特段の対応によって安心できる医療、介護を整備していく必要があります。こうした立場で介護サービスのあり方について考えてみたいと思います。

高齢化が進む中、家族に介護問題が集中していた問題を解消し、介護の社会化を実現するために、介護保険制度が導入され17年目を迎えています。しかし、介護の社会化とは裏腹に、いまだに介護問題が市民の肩に重くのしかかっています。

第1に、全国で毎年10万人以上が介護のために仕事をやめなければならないという問題です。その8割は女性であります。介護サービス供給体制が不十分なために、まだまだ家族にしわ寄せが及んでいる実態があります。

それに対し、この間、国では連続3カ月の介護休業制度を義務づけ、給料の4割の介護休業給付を定めましたが、介護の社会化とは真逆のミスマッチした政策ではないでしょうか。やはり、きちんとした施設サービス、在宅サービスの充実を図り、家族の負担を軽減していく必要があります。

第2に、施設に入所しようと思っても施設が全く足りない一方で、在宅サービスを利用しようにも介護従事者が不足しているという問題があります。

本市においては、特別養護老人ホームの入所待機者が166人、うち在宅待機者が57人もいて、そう簡単には入所できない状況が続いております。要介護1、2の方を入所対象者から外したため待機者は減ったように感じますが、要介護1、2の入所希望者も235人もいて、合わせて400人以上の方々が特別養護老人ホームの入所を待ち望んでいます。

第6期介護保険事業計画では、1カ所の老人保健施設の整備が進められていますが、まだまだ足りない状況になっています。

国では、特別養護老人ホーム建設への国庫補助金を廃止し、利用料の高いサービス付高齢者住宅の建設を促進しています。これでは、ますます介護施設入所格差が広がってしまうのではないのでしょうか。

この間、私は独居老人の孤独死を立て続けに経験しました。全て健康問題、介護問題を抱えている方たちで、医療、介護の力で何とか救済できなかったかと悔やまれます。

私は、こうした状況のもと、安心できる介護サービスを提供するために、市が積極的に関与していくべきだと考えます。そのために、以前、6月定例会で私が提案したカミンへの高齢者施設の設置のほかに、空き家等を活用して介護保険サービス提供体制を充実させることを提案します。

空き家等を活用して、高齢者の社会参加や介護予防等を推進する活動拠点を立ち上げる場合、これまでは県から年間150万円から200万円の補助金があり、こうした事業を支えてきま

した。県の事業が今年度終了するというので、市の対応が求められています。

市内には、既に県の補助金を受けながら空き家を利用し高齢者の共同生活や健康教室など、介護予防、生きがいつくりを進めている団体がありますが、こうした介護予防を実施する場所を中学校区ごとに整備するというのが、地域包括ケアシステムの課題の一つだと思います。

また、認知症高齢者がふえる中で、認知症予防改善に当たっては、少人数対応の宅老所等がすぐれた成果を上げていることが専門家から指摘されています。大人数の施設ではできない個々の症状に応じたきめ細かいケアが、こうした小規模の宅老所等では可能となり、すぐれた成果を上げています。

こうした空き家等の活用を通して、介護サービス充実を図るために、本市としても積極的に支援していく必要があると考えますが、市長の御所見をお示してください。

次に、要支援者への介護予防、日常生活支援事業のサービス水準維持についてです。

政府は、2013年12月に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（プログラム法）を成立させた後、2014年6月には「医療・介護総合確保法」を成立させ、これまでの医療、介護を大きく改革する内容を打ち出しました。

改正介護保険法では、まず要支援1、2の訪問介護と通所介護を介護保険給付から外し、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新総合事業に移行されます。

厚生労働省が示した新総合事業を実施する際のガイドラインでは、まず1番目に低廉な単価のサービスの利用普及、2つ目として認定に至らない高齢者の増加、3つ目として自立の促進

という3つのやり方で事業の効率化を図るよう自治体に指導しています。

このガイドラインの1つ目の低廉な単価サービスの利用普及とは、ヘルパーなど介護職によるサービスを非正規やボランティアなどの人件費の安い非専門職のサービスに置きかえるということです。

新総合事業においては、訪問型もしくは通所型サービスに、サービスA（緩和基準によるサービス）とサービスB（住民主体による支援）という種別が導入されます。

まず、このサービスAですが、これまでの有資格者という人員基準を緩和し、サービス提供者は一定の研修を受ければ無資格者でもいい、事業責任者も無資格者でもいいというものです。また、サービスBというのは、無資格者のボランティアにより生活援助を行おうというものです。

このような新総合事業の導入は、ホームヘルプ、デイサービス全体に混乱を与え、その専門性と社会的評価を低め、サービスの質を低下させる可能性があります。また、ヘルパーなど介護従事者が無資格者や住民ボランティアと同列に置かれることによって、ますます賃金、労働条件の低下につながる事態も予想されます。

ガイドラインの2つ目の認定に至らない高齢者の増加とは、要介護認定を受けさせないということで、要介護認定を申請する際に、窓口で明らかに要介護認定が必要な場合以外は、基本チェックリストを用いて新総合事業に誘導する仕組みが導入され、介護保険サービスを利用させない水際作戦を実施しようとするものです。

この基本チェックリストとは、25項目の文字どおり基本的なもので、医師の意見書など専門的知見も要しないことから、担当職員の主観

で左右される危険性もあります。

そして、3つ目の自立の促進とは、新総合事業の適用となった方は「かがめるようになる」「1人で買い物に行けるようになる」などの目標、課題を持たされ、行政側から目標達成、状態改善と見なされると、単価のさらに安いサービスへの転換やサービスの終了を行政から求められることとなります。

既に、この新総合事業に移行している市町村では、これまでデイサービスセンターで入浴していた95歳の男性が、老人センターの風呂に行くようケアマネジャーから指導されたという事例、あるいはデイケアを半年で卒業させられ、掃除ができない利用者のためにケアマネジャーがヘルパーを入れようとしたら、市のほうからボランティアか民生委員でと指導され、結局誰も支援に入らず、ごみ屋敷になってしまったという事例などが報告されています。

このままでは、要支援1、2の方たちは現行サービス水準が引き下げられ、必要な介護サービス、予防サービスが受けられず、ますます重症化し、結局は介護保険財政の圧迫につながるものが危惧されます。

そうした事態を防ぐために、第1に介護保険給付から市の事業である地域支援事業に移行した場合でも、ガイドラインで示す現行相当サービス並びに多様なサービスAからDの5つのサービス類型のうち、現行相当サービスを中心とし、これまでと同様のサービス水準を維持していくべきだと考えます。

第2に、そのためには、事業所に支払う報酬についてもこれまでと同様とし、事業の継続性を保障する単価にしていくべきです。

第3に、要介護認定の申請権を保障するために、本人の意向を尊重することは当然として、

市の窓口では、基本チェックリストでの選別は行わず、基本チェックリストは地域包括支援センターの専門職が活用することを原則にすべきです。

第4に、財政面では新総合事業の事業費上限設定をしないよう国に求めるとともに、必要な国庫負担を要求していくことが必要です。

以上、4点について市長の御所見をお示ください。

次に2番目として、地域の支え合いによるひきこもり対策の強化についてです。

最初に、交流センターの設置及び運営に対する行政支援についてです。

ひきこもりの定義は諸説ありますが、ひきこもりの研究で著名な筑波大学教授の斎藤環医師によれば、1つには6カ月以上社会参加していない。2つ目には、非精神病性の現象である。3つ目として、外出していても対人関係がないという3点を上げています。

厚生労働省のガイドラインでは、ひきこもりの約80%は何らかの精神障がい診断が可能だとしており、そうした面でのアプローチが重要だとされています。

2010年に内閣府が発表した調査研究「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」では、当時、日本国内には約70万人のひきこもり者がいるということです。上山市におけるひきこもり、長期不就労者の実数はわからないということですが、私の周りを調べただけでも、相当数のひきこもり者がいることが予想されます。

ひきこもりになった理由は多種多様ですが、親の介護、自分の病気、リストラなど、さまざまな理由で仕事をやめざるを得なかったが、再雇用、社会復帰が難しいといった問題、そして

いじめ、担任の先生との関係、集団生活になじめないなどの理由で不登校になった子どもたちがそのまま成人し、ひきこもりになるといった事例が目立つようです。そして、社会復帰を望みながらも、具体的な方策を見出せないまま途方に暮れているのが実情です。

私は、ひきこもりの方たちを、社会復帰に向け何らかの社会支援を必要としている人たちであるという認識に立って、行政としての支援を強化すべきだと考えます。

私たち日本共産党議員団は、昨年11月にひきこもり対策ですぐれた実践を行っている秋田県藤里町を視察してきました。

藤里町では、18歳から55歳までの対象年齢人口の8.7%、実に人口4,000人の町で100人以上のひきこもり者がいるという状態で、特に長期ひきこもりによる精神疾患の発症も見られることから、社会福祉協議会を中心に対策を講じてきました。

その中心施策の1つは、ひきこもり者の居場所づくりを進めるということです。ひきこもり者には、鬱病や発達障がいなど障がいを抱えた方が多くいます。また、長期間ひきこもることによって障がいを抱えるようになる方もいるようです。こうしたことから、ひきこもり者が気軽に集い交流し合える居場所づくりを始めることにしました。

ひきこもり者とは、ある意味、さまざまな矛盾、事象を感じやすい方たちであり、その結果、競争社会から疎外され、人間関係、社会関係が切断せざるを得なかった人たちであるわけですが、そういう人たちが集い、きずなを取り戻そうとする取り組みが必要だということで、居場所づくりを始めました。

中心施策の2番目は、雇用を保障するという

ことです。ひきこもり者が望んでいるのは、同情ではなく社会的な役割が欲しいということです。働いて社会に貢献したいということです。藤里町では、こうした願いに応えるために、先ほどの居場所を就労支援施設に発展させ、ひきこもり者が集うだけでなく、就労に向けた準備を行い、実際にレストランを経営する中で雇用を図る取り組みを進め、成果を上げています。

ある方は「ここには自分の役割がある。だから居心地がいい。互いに支え合いながら、人は一人では生きていけないことにもようやく気づくことができた」と感想を述べています。

県内では、鶴岡市にひきこもりの若者の就労移行を支援しようと、精神保健福祉士の資格を持ったスタッフが利用者の自宅に出向くアウトリーチ（訪問支援）に取り組む事業所があります。現在、13人が利用し、落ち着いたカフェのような雰囲気の事務所に集い、コミュニケーションや就職活動に関する講座など、自由に受講できるプログラムが用意されているそうです。

上山市にも、大きな不安を抱えながらひきこもりになっている方々がいらっしゃいます。鬱病など精神疾患、障がいを抱えながら生活している方や、年金生活者の親と同居している方で、親がいなくなった後の将来不安を抱えながら生活している方々がいます。

私は「みんな健康でよく働き ゆたかなまち」「みんな互いにたすけあい しあわせのまち」という市民憲章の精神にのっとり、ひきこもり者の支援を進める必要があると考えます。

そこで、第1に、ひきこもり者が気軽に集い交流できるセンターの設置に向けた活動に対し、市が積極的に支援していくことを提案します。

今、ひきこもり者はもちろんのこと、その家族も孤立している事例が見受けられます。行き

場もなく、将来展望がないまま途方に暮れている人たちが精神保健福祉士や臨床心理士などの専門職及び精神保健福祉ボランティアらの協力を得ながら、さまざまな悩みを話し合い、交流を深めるとともに、ひきこもりを改善、克服した全国あるいは県内の事例を学び、さまざまな支援につなげていくことが必要です。

具体的には、対人関係にある程度の自信をつけさせる集団適応支援や、共同生活型自立支援、訪問支援活動、心理カウンセリングなど、さまざまな支援によって成果が上がっています。これらの中から、自分に合った支援とは何かを見つける手助けをする必要があるのではないのでしょうか。

今、「まじやれ」など高齢者のサロンが展開されていますが、ひきこもり者の居場所づくりの動きも芽生えています。

第2に、そうした交流センターでの居場所づくりを行った後に、ひきこもり者の就労、自立支援に結びつく事業展開が求められます。そこでは、就労に向けたトレーニングを行うとともに、実際の雇用をつくり出す事業所展開も考えられます。藤里町では、地元産のそばを生かしたレストランを運営し、マイタケを利用した菓子づくりにも取り組むなど、まちづくりと連動した取り組みも行われており、町全体でこの事業を支える機運に満ちあふれています。

このような支援の輪を広げるためにも、市として事業に取り組もうとしている団体に対し、運営補助など実施すべきと考えます。市長の御所見をお示しください。

○坂本幸一議長 守岡等議員に対する答弁の前に、この際、10分間休憩いたします。

午後3時12分 休憩

午後3時22分 開議

○坂本幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

守岡等議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

[横戸長兵衛市長 登壇]

○横戸長兵衛市長 1番守岡等議員の御質問にお答えいたします。

初めに、空き家等を活用した介護事業所への支援について申し上げます。

地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者の居場所づくりや通いの場づくりの必要性が増してきております。

市といたしましては、地区や団体などがこうした活動に取り組めるよう啓発するとともに、空き家等の活用を含め、活動への支援を行ってまいります。

次に、要支援者への介護予防・日常生活支援事業のサービス水準維持について申し上げます。

介護予防・日常生活支援総合事業におきましては、平成28年4月より介護予防通所介護や介護予防訪問介護が給付費から市町村の実施するサービスに移行しておりますが、現行相当サービスにつきましては、報酬も含め、これまでと同じ基準で実施しております。

また、基本チェックリストは、市町村が実施するサービスを、簡単な手続で利用いただけるよう導入されたものであり、これまでどおり、介護認定を必要とする方につきましては、介護認定の手続を経てサービスを受けていただいております。

総合事業の事業費額の上限設定につきましては、サービス維持の観点から、機会を捉え、国・県に要望してまいります。

次に、交流センターの設置及び運営に対する

行政支援について申し上げます。

現在、ひきこもり対策として上市市生活自立支援センターに相談支援員を配置し、本人、家族からの相談、居宅訪問やハローワークへの同行等、対象者に応じた個別の支援を行っているほか、山形市内で居場所づくり等に取り組んでいる団体の紹介も行っております。

交流センターの設置や就労支援に取り組もうとする団体に対しましては、障がい福祉サービス事業等の活用を含め取り組みへの支援を行ってまいります。

○坂本幸一議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 空き家等の活用を通して介護サービスの充実を図るということで、そうした地区や団体に御支援いただけるということで、ありがとうございます。

そこでちょっと細かいことをお聞きしたいんですけども、現在、こうした空き家を活用して、県の事業として150万円から200万円、今までいろいろな介護予防事業に補助していた制度がありまして、これが今度市のほうに移管されるということで、県が今までやってきた事業を、今後市としてそれを引き継いでやる御意思があるかどうか、まずお尋ねします。

○坂本幸一議長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 今年度まで、県で2カ年にわたりまして、そういった高齢者の生きがいの場、居場所づくりということで、その立ち上げ等の運営助成という制度がございました。それにつきまして、市に引き継ぐということではなくて、基本的には市で実施する地域支援事業の中で取り組めるものがあるのではないかとということで県では整理しているようでございます。

ですから、そういった総合事業の中で、今年

度まで対象にしております事業の内容等を精査しまして、同じような一致するようなものにつきましては、支援についても検討してまいりたいと考えております。

○坂本幸一議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 今まで既にやっている事業所については、まず今までと同じような補助が出ると理解しましたけれども、やはり地域包括ケアシステムというのは、中学校区ごとにそうした介護予防できるような事業所があればよく効果が上がるということで、そういうこれからの、いわゆる面展開といいますか、ほかの事業所への助成については、どのようにお考えでしょうか。

○坂本幸一議長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 これからまた、新たにそういったことで居場所づくりなりを整備したいという団体、地区等が出た場合につきましても、同様に要件として合致するものであれば、それに対する支援については考えていきたいと考えております。

○坂本幸一議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 大変積極的な答弁でありがたいと思いますが、ただ介護保険給付から、それから外れて市の事業になったというのは実は非常に大きな意味がありまして、これまでの介護保険給付の場合には必要とあらば際限なくサービスを利用できるわけですが、市の事業になると、やはり予算の枠が発生するわけですよ。そういう市民からの要望があるのに対して、市の事業ということで、予算の枠が設けられるのではないかとことを危惧する声があるんですが、それについてはいかがでしょうか。

○坂本幸一議長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 守岡議員の一般質問

の中で、総合事業の事業費の上限額というお話にもつながってくるかと思えますけれども、確かに移行したということで、国では、財源としては同じように、国もこれまでの負担割合を保証しますということを言っておりますけれども、事業そのものについては、移行し始めた年度の前年度の実績を超えてはいけないというような上限を設定されているということでございまして、先ほどの回答にありますように、これからいろいろなそういった市町村独自のサービスを続けていく中でも、そういった上限があるということにつきましては、機会を捉えまして国・県等に要望していく必要があると考えているところでございます。

○坂本幸一議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 ぜひそういう方向でお願いしたいと思います。

それともう一つ、介護サービスの問題では、やはり特別養護老人ホームの入所待機者が非常にたくさんいるということで、できればそういう施設体制を充実させてほしいというのは一番の願いですけれども、緊急の課題として、小規模のグループホームとか、あるいは宅老所とか、これはその気になればすぐできるのではないかと思います。今回問題提起したんですけれども、こうした小規模な介護施設といいますか、事業所についての、どういうお考えを持って、今後どんな可能性を持っているかということを、ちょっとお聞かせください。

○坂本幸一議長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 施設サービスについては、毎回、3年ごとの事業計画に基づきましてその需要のバランスを見ながら、必要であれば整備を進めていくというような形で対応をとらせていただいております。

また、議員がおっしゃるような小規模の施設ということで、宅老所というようなことでお話がありましたけれども、そういった部分につきましても、例えば介護事業所と同じようなサービスを提供するという事業所であれば、それなりの要件として満たしていることが前提になるのかなと思っておりますので、そういったものではなく、あくまでも例えば介護予防の一環として居場所を提供して、その中でやっていくんだということであれば、先ほど申し上げたような支援をしてみたいと考えているところでございます。

○坂本幸一議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 そこでさらにお尋ねしたいのは、本市では今、空家等対策計画を策定中だと思いますけれども、その計画の中で、空き家を活用したそういう介護予防事業というようなもの、そうした計画があるのかどうかお聞きします。

○坂本幸一議長 建設課長。

○近埜伸二建設課長 今現在、上山市空家等対策計画を策定中でございます。その中で、議員おっしゃるような形で、空き家の活用という形で、それを検討してまいるという部分がございます。基本的には、計画に沿った形で、そういう要望等があるとすれば、施策、支援等についても検討してまいりたいと考えております。

○坂本幸一議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 ぜひ、そういう方向でお願いします。

前の一般質問でもお話ししたんですけれども、そういう小規模のマンツーマン対応のいわゆる宅老所、そういう予防施設というのは、とても認知症対策として大変な効果を上げています。本来の介護の基本といいますか、そういうもの

が、そういったグループホームとか宅老所にはあるのではないかと考えていますので、空き家を活用した、そうした宅老所とかグループホームの設置を、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

次に、今回の事業で、現行サービスが非常に下回るのではないかと、これは私の問題提起でしたが、まず今のサービス水準を維持するという、同じ基準で報酬も含めて維持するという答えがありまして、大変ありがとうございます。

そこで、さらにお尋ねしたいんですけれども、今回の地域総合支援事業の計画の資料を、以前、見せていただきましたけれども、基本的には現行サービス水準ということだったんですけれども、一部、いわゆる通所サービスAの緩和した基準、いわゆる無資格者を導入した類型の計画があると伺ったんですけれども、これはどういうことなのか、ちょっと詳しくお尋ねします。

○坂本幸一議長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 規制を緩和したサービスということでございますけれども、通所型のサービスAといたしまして、無資格者ということではなくて、こちら市内のあるデイサービス事業所では、その中で時間を短く設定したデイサービスということで、そういった意味での基準を緩和した中でのサービスの提供を、ことしの6月から実施するという事で届け出を出されているところでございます。

○坂本幸一議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 わかりました。そういう、決して無資格者によるサービスではないということを伺いまして、大変安心しました。

また、要介護認定についても、国ではこういった基本チェックリストということで、なるべ

く要介護認定を受けさせないような、こういう仕組みの導入かなと思って見ていましたが、本市では、そうではなくて、あくまでも選択権があって、早くそういうサービスを受けたいという場合には、この基本チェックリストを活用するという、こういう答弁があったので、ぜひそういう方向でお願いしたいと思っています。

いずれにしろ、この要支援1、2という方たちは、何か軽度者とか、すごく軽い症状の人のような印象を受けるんですけれども、もともと要支援2というのは、要介護1に含まれていた人たちであって、やはりいろいろな支援を受ければ入浴とかトイレができるという、こういう方たちでありまして、決して軽度という枠づけにはならない人たちでありますので、そうした問題意識を持って、この要支援の方のサービスに当たってほしいと思います。

次に、ひきこもり者の問題です。これについても、今、生活自立支援センターの相談員のところで対応を図っているというお答えでしたけれども、やはりひきこもり者が、今、求めているのは、横のつながりといいますか、同じ境遇にある者同士が連帯して、そういうコミュニケーションを図るという、こういうことが必要だと思います。

そういった意味では、やはりそういう相談員の個別的な支援だけでなく、そういう方々が集えるような、センターというように今回表現していましたが、そういうものが必要だと思うんですけれども、この辺、いかがでしょうか。

○坂本幸一議長 福祉事務所長。

○土屋光博福祉事務所長 議員がおっしゃる集いの場所ということでございますが、ひきこもりにつきましては、議員がおっしゃるように、なかなかその原因、内容についてはさまざま、

それぞれの方によって異なっておりまして、相談があったとしても、主に家族の方からの相談でございますが、家族の方からの相談があったとしても、今度、家族の方自体が家に入ってほしくない。訪問しても、なかなか本人に会えないという現状がございますので、まずは、当面、支援センターの個別訪問、それから相談で、個別で、その方に応じた支援をしていきたいという考えでございます。

○坂本幸一議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 ちょっと順番を間違えましたが、そもそも、本市にひきこもり者と言われる方がどれぐらいいらっしゃるかということ、やはり調査する必要があると思います。先ほど出した秋田県の藤里町では、社会福祉協議会の職員を中心に、ほとんど全戸訪問のような形で調査をしましたけれども、そこまでいなくても、例えば地区会長だとか民生委員さんの協力を得て、自分の住んでいる地区で、どういう方々かという概略は把握していると思います。そうした方々の協力を得て、本市のひきこもり状況の、まず実態を明らかにする必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○坂本幸一議長 福祉事務所長。

○土屋光博福祉事務所長 実態調査につきましては、平成25年に、山形県の民生協議会を通じまして、アンケートという形で県内全体の民生委員を通じたアンケート調査を実施したことがございますが、実態調査となりますと、先ほど申しあげましたように、個別に家に入っていかなければならないという問題もございますので、ただ現状で民生委員さんとかにお願いして実態把握に努めるというようなことは、まず難しいのではないかと考えております。

○坂本幸一議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 細かなそういう調査というのではなくて、やはり大体の傾向を知るための調査というか、概略を知る取り組みというふうなイメージでいるんですけれども、ぜひ、私の身近な地区を調べるとか、民生委員さんの協力も得て聞き取っただけでもかなりいるということが明らかになっていまして、そうした基本的なところを把握するだけでも、一つ意味があるのではないかと考えています。

そして、やはりこれも私の周りの経験でしか物を言えないんですけれども、ひきこもっている方たち、かなり何らかの精神的な障がいとか、そういうものを抱えていらっしゃるように見受けられます。厚生労働省の調査でも、8割ぐらいの方が何らかの障がいを抱えているという報告もありますけれども、やはり、そうした面での対応が非常に重要になってくると思います。

その上で、本市の職員あるいは社会福祉協議会の職員でも結構ですけれども、精神保健福祉士や臨床心理士という資格を持っている方がどれぐらいいらっしゃるか教えていただけますか。

○坂本幸一議長 福祉事務所長。

○土屋光博福祉事務所長 精神保健福祉士でございますけれども、上山市生活自立支援センターの支援相談員2人が資格を持っております。あと臨床心理士の資格を持っている職員は、ございません。

○坂本幸一議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 ぜひそうした資格を持っている方がいらっしゃると思うので、その専門能力を遺憾なく発揮してもらって、ひきこもり対策を少しでも向上させていただきたいと思っています。

最後に、私、ひきこもりの方の自立支援ということでイメージしていることを二、三申し上げたいんですけども、参考になるのは、イタリアのボローニャというところなんですね。井上ひさしさんの本でお読みになった方もいらっしゃるかと思いますけれども、ここでは、特に知的障がい者の方々が、自分たちで農作物を栽培して、それを利用したレストランを運営するんですね。しかも、レジというところにはレジスターという機械がなくて、障がい者が一瞬にしてパッと暗算で計算するという、そういう場面がありました。これは、藤里町でも実際にやられているそうなんです。

こういうふうに、その人がいろいろな障がいを持ちながらも、持っている能力を生かして自尊心を培うような、こうした取り組みがやはり必要ではないかと。

あと、私の義理の母親が盲学校の教師をしていたんですけども、今回の温泉健康施設という話を聞いて、ぜひお風呂から上がったら、盲学校の生徒や、あるいは卒業生のマッサージなんかもそういうところで活用してもらって、さまざまな、今、カミンの問題とか温泉健康施設の建設の問題がありますけれども、ここにおいても、そういったひきこもり者とか障がい者の自立支援につなげるという観点をぜひ持ちながら検討していただきたいということを、最後にお願いして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○坂本幸一議長 次に、2番井上学議員。

〔2番 井上 学議員 登壇〕

○2番 井上 学議員 日本共産党議員団、井上学です。子育て支援について質問します。

まず初めに、市民が一丸となる子育て応援宣言について質問します。

子育て応援宣言については、2013年3月議会の一般質問でも取り上げました。市長からは、宣言を行わなくても子育て支援を進めるとの答弁をいただき、その後、私の提案でもあった合計特殊出生率の目標設定が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で数値目標と示されるとともに、第3子以降の保育料無料化が実施されるなど、子育て支援が進められてきました。

これから、こういった子育て支援をどれだけ少子化の緩和や未来を担う子どもたちの成長につなげられるか。また、支援のさらなる充実や子育て世代のニーズにも応えていくということが重要となってきます。

そのためには、市民が一丸となって子育てを応援していこうということを示す子育て応援宣言をして、子育て世代を応援する意識を向上させることや、少子化による本市の将来の危機回避について、市民一人一人が取り組んでいくことが必要と考えます。

ことしの日本共産党議員団の行政視察で、兵庫県相生市の「子育て応援都市宣言～定住・子育て支援事業について～」を調査研究してきました。相生市は、人口3万1,000人、今年度一般会計当初予算は約130億円、人口規模は本市と同じ自治体です。

相生市では、2011年4月から「子育て応援都市宣言」を行い、子育て世代をターゲットに定住促進を図っています。子育て支援事業として、新婚世帯家賃補助、出産祝金支給、給食費無料化などの主な施策11を「11の鍵」として市内外へのPRを展開しています。

この11の事業費は、約3億1,500万円です。「子育て応援都市宣言」と、こうした子育て支援策により、年間出生数は200人以上を維持しています。相生市での各種施策に対す

る反響として、なぜ子育て世代だけの支援なのか、高齢者福祉サービスが後退するのではないか、短期で終わってしまうのではないかなどの意見がありましたが、子育て応援を家庭、地域、学校、行政、みんなで支えることが活力のある元気な相生市へとつながるのだと、「コスモストーク」と名づけた市民対話集会などを通じて説明し、議会、市民等からの理解を得ています。

また、施策実施後、子育て世代からは「子育てに精神的な余裕ができ、子どもに向き合えるようになった」「子育てするにはとてもよく、住みやすい」「子育ての助成だけでなく、妊婦への助成も手厚い」「これから妊娠、出産を考えるなら、ぜひ移住すべき」などの声があり、大変好評のようです。

子育て応援都市として、子育て世代への周知割合は8割を超えています。つまり、市民が相生市で子育てをしようとする基盤となっているのではないのでしょうか。

本市で「子育て応援宣言」を行う際は、少子化、人口減少という問題意識のもと、それを解決するための大きな手だてとして、子育てを市民みんなが一丸となり応援していくということ、子どもたちは未来の上山を担う大切な宝として、より一層支援を強めていくこと、この2点を示すことが重要と考えます。

そのために、市民が子どもと楽しみながら触れ合えるイベント、例えば昔遊び、おもちゃづくり、作物栽培など、自分の経験などを生かした子育て応援ができるイベントを企画することや、子育て世代と市民が話し合いながら、子育てをどのように応援してもらいたいのか、応援していきたいかを考える場を設けるなど、子育て応援宣言により、明確に本市の子育て支援策を示し、応援していく姿勢を打ち出すことが必要

だと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、高校卒業までの医療費無料化について質問します。

市長、行政の尽力で中学卒業までの医療費が無料となり、本当に市民が喜んでいますが、そして、高校卒業まで無料化を望む声も多く寄せられています。

市長は以前、同僚議員の一般質問の答弁で、まずは県内どの自治体でも同じ基準で実施されることが望ましく、県に市長会で働きかけを行っているところだとありました。私も医療費の無料化については、県や国が責任を持って行うべきと考え、市長の努力に感謝します。

これまでも、医療費無料化の拡充では、県との兼ね合いや国からの制限を考慮し、現在に至っています。高校卒業までの医療費無料化についても、同じように、県への働きかけを行いながら、市民の声に応じていくことが重要と考えます。

高校生の子を持つ保護者の方の話では、高校生はけがでの医療費負担が多く、大変だということをお聞きします。高校卒業まで完全に医療費無料化がなされることが望ましいですが、中学卒業までの拡充のときのように、初めは入院費無料などの制限つきで実施し、さらに経済的に大変な世帯を対象にするなど、段階的な無料化を検討することが拡充への道となると考えます。市長の見解を伺います。

次に、学校給食の無料化について質問します。

学校給食を無料にし、保護者の負担軽減を図ることは、子育て世代に有益な施策であり、インパクトも強く、子育て世代を呼び込むことにつながると考えます。また、子どもの貧困が広がる中、子どもに給食を保障することになり、保護者も子どもも安心して教育を受けられる心

のよりどころともなり得ると考えます。

子育て応援宣言の質問の際に紹介した兵庫県相生市でも、学校給食の無料化を実施しており、それだけの影響ではないと考えますが、年間出生数200人以上となっています。施策だけで比べれば、本市でも学校給食無料化を行えば、出生数の増加が見込めると考えます。

また、給食費の滞納や未納の問題も解決され则认为ます。相生市では、市立幼稚園6園、小学校7校、中学校3校で栄養のとれた給食を無料化にするため、約1億800万円の予算を投じています。本市で実施する際にも、大きな事業費になるかと思いますが、消滅の可能性のある自治体から脱却するためにも、また本市の未来を担う子どもたちの幸せのためにも、学校給食の無料化を実施すべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

○坂本幸一議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 2番井上学議員の質問にお答えいたします。

初めに、市民が一丸となる「子育て応援宣言」について申し上げます。

子育て支援に関する方針は、第7次上山市振興計画基本構想における施策の大綱の一つ、「はぐくむ」の中で、市民と一体となり総合的な子育て支援策として進める考えを示しておりますので、改めて子育て応援宣言を行う考えは現時点では持っておりません。

次に、高校卒業までの医療費無料化について申し上げます。

現在、病気にかかりやすい乳幼児から中学3年生までの医療費無料化を実施していることで、医療費負担が大きい子育て世帯への一定の支援が図られ、安心して医療機関を受診できる環境

が整備されているものと考えておりますので、これも現時点では、さらなる対象者の拡大の考えは持っておりません。

○坂本幸一議長 教育長。

〔古山茂満教育長 登壇〕

○古山茂満教育長 2番井上学議員の御質問にお答えいたします。

学校給食の無料化について申し上げます。

学校給食の無料化につきましては、子育て世代の経済的負担の軽減を図ることで、定住人口の増加につながるの期待もありますけれども、子育て支援として、かみのやま寺子屋事業における対象児童の拡充、また、学校教育支援員の配置などの施策を実施し、総合的に教育環境の充実に努めておりますので、現時点での実施の考えは持っておりません。

○坂本幸一議長 井上学議員。

○2番 井上 学議員 子育て応援宣言、第7次上山市振興計画の「はぐくむ」の部分に含まれているので、宣言は行わないというような答弁でした。

私も、ここに載っていることを、やはり宣言として掲げることが、市民のより一層の子育て支援意識の向上という部分につながるのかなというふうなことで、ここの部分を特化して宣言にという趣旨での質問です。

ここにもあるように、めざそう値として子育て環境が充実していると思う市民の割合、全体16%、それを平成35年までに35%というふうなところですが、この目標を達成するためにも、やはり宣言という形で明確に子育て支援を応援していくんだということを示したほうが、私はよりいいと思うんですが、市長、再度お願いいたします。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 先ほどの質問の中で、相生市のことが話されておりましたけれども、相生市の11項目、私も見せていただきました。あれはやはり相生市の総合的な子育て支援策だと思うんですよね。ですから、決してそれが宣言したからということではなくて、例えば、日本一健康都市づくりなんてよくありますけれども、それも結構だと思います。結構だと思いますけれども、やはり、そういった第7次上山市振興計画、最上位の計画の中で示している施策でもございますので、それは逆に言えば、それを粛々と実行させていただいて、市民の皆さんが「上山市子育て頑張っているんだね」という意識といいましょうか、あるいはそういった思いというものを持っていただくということが、より大事だと思いますので、余りいろいろな宣言とか条例をつくりますと、戸惑うところもございますので、今回はあえて、そういう形で答弁をさせていただきました。

○坂本幸一議長 井上学議員。

○2番 井上 学議員 余りいっぱいそういう宣言をすると、という部分はよくわかるんですが、やはりそういった中でも、私の考えなんですけれども、人口減少対策に一番寄与する部分というのは、私は少子化の対策だと思います。移住に関しては、午前中にも一般質問答弁にあったと思うんですけれども、県内から県内の移住では、やはり社会全体はよくならないと。解決していくためには、根本となる子どもが、合計特殊出生率というのも目標で示されましたけれども、生涯に女性が大体2.08人ぐらい産めば世の中うまく回っていくんだという指数ですが、やはりそこが本市だけでなく全体を考えた場合でも重要な部分で、そこを一番考えていくとすれば、やはり一番早く効果が上がるの

は、子育て支援ではないかというところであります。

それから、市民からもやはり子育て支援を充実しているという声を聞く半面、なかなかそれが、子育て世代はわかっているけど市民全体に伝わってっていない、支援が充実しているということが市民に伝わっていない。また市外の人、これはちょっとどうかなと私も考えるところなんです。「上山市出身なの」というふうな中で、なかなか上山市の支援って、そこの方が住んでいるところと比べたらどうだよねという部分があります。

私はそうとは思いません。そうした部分を市外にも示していくためにも、でもやはりまずは市民が、子育て応援をしていくんだということを一丸としてしていくためにも、宣言という形ですることが最も、この第7次上山市振興計画の一番最初にあるので、もう宣言したと同等だと私なりには受けとめるところなんです。対外的にもなかなか振興計画を市民のものにしていかなくはいけないという中での、明確にはどうなのかなと、宣言という形で子育て応援をピックアップしたほうがいいと思うんですけれども、そういった点で、もう一回、お聞きいたします。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 今、井上議員がおっしゃることはもっともだと思います。それは我々行政と共有している部分だと思います、内容的には。ですから、それを表に出すか出さないかというような部分もないわけではないわけですが、しかし我々としては、もう少し総合的な子育て支援というものを、あるいは先ほどの繰り返しになりますけれども、出会いからというようにも含めて、もっときっちりしたもの

をつくっていくということで、まず第一義的には対応させていただきたいということでございます。

○坂本幸一議長 井上学議員。

○2番 井上 学議員 わかりました。前回質問したときも触れたんですが、日銀総裁の話です。総裁がデフレ脱却にどういう手だてもすると言ったら株価が上がったという話、金融経済用語では口先介入と言うらしいんですが、前回も言いましたが、本当に市民のために尽くしている市長が、本当に子育て応援をすると宣言すれば、そんな単純な問題ではないですけれども、そういったことで、じゃあ頑張るかという方がふえると期待していますので、ぜひそういったことを宣言していただきたいのは本当にあるんですが、そういった第7次上山市振興計画の中でも示されてありますので、常々発信していただきたいと思います。

次に、高校生までの医療費無料化についてです。中学生までになって充実しているから、現在のところは考えていないということですが、やはり、私もいろいろお話を聞いている中で、やはり高校生までの医療費無料化をしてほしいと、「早くしてくれないと、俺の子ども高校卒業する」なんていうことも聞かれるくらい、子育て世代からは望まれることです。

なので、1問目でも申しましたが、いきなり完全無料化というのはやはり難しいと思うんですけれども、段階を経てそういったことに向かうんだと。もちろん1問目で言ったとおり、基本は国や県がそういったところまで拡充するという考えで、私、市長と同じですが、やはりそれにしても、市民の声に応えるという部分に関しては取り組んでいかなければいけない課題だと思いますので、その点を踏まえて、もう一度

よろしくお願いします。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 井上議員も、子どもさんを持っておられるという立場からの質問で、大変説得力があるなど常に感じているところでございますが、今回は意外と直接的な部分が来たので私も戸惑っておるところでございますが、医療費につきましては、やはりある一定の線を引くということが大事だと思いますので、中学3年生というのは義務教育だということの線だと思っています。

これが高校、大学となりますと、またこれ、自由というとおかしいんですけれども、入っても入らなくてもいいということも考えられるわけですから、その辺についての線引きということで、中学3年生までということにさせていただいたところでございます。

ただ、この件につきましても、前に答弁させていただきましたように、ある程度直接的なもの、間接的なものというものを、もう少しすみ分けをして、間接的な部分において将来につながるものとか、そういうこともあわせてやっていかなければというようなことでございます。

ですから、そういう意味におきましては、この部分については、やはり中学3年生までというような考え方で、現時点では考えています。

○坂本幸一議長 井上学議員。

○2番 井上 学議員 わかりました。線引きという部分で、中学卒業、義務教育までという市長の線はよくわかったんですけれども、考え方によっては18歳、大人になる前までという線の引き方もあると思いますので、ぜひその辺は御検討いただいて、またいろいろな側面からという部分もありますので、まずは、少しでも18歳、高校卒業までと言いましたけれども、

18歳というところでの前進が見られるようなことを示していただければ、まず市民の方も、子育て世代も少しは安心できる部分があると思いますので、ぜひそういったことの検討のほうも、よろしく願いいたします。

次に、学校給食の無料化について、現時点では考えていないというようなことですが、本当に私は相生市に行って、学校給食の無料化、行政としては大変な部分、財政的な部分やさまざまあるということも勉強しながら、でも子育て世代には有益なものだと。

その一端としまして、夕食時に同僚議員と食事に行ったときに、愛媛からちょうど来た方と同席する機会がありまして、私たち山形から子育て支援について相生市に勉強しに来たんだというようなことを話ししたら、開口一番に「ああ、相生は学校給食無料だもんね」というような話が出てきました。

やはり、そのくらい近隣にもだし、市民の方とその件について話す機会はなかったのですが、やはりさまざまな施策を鑑みた場合でも、予算の部分に関しても、大体子育て支援の3分の1ぐらいが学校給食無料化というものに充てられているという部分で、ぜひとももう一度検討していただきたいと、これも率直にお聞きしたいんですが、どうでしょうか。

○坂本幸一議長 教育長。

○古山茂満教育長 議員もおっしゃるとおり、この中で、先ほどありました「それだけの影響ではないと思うんですが」という言葉があったわけですが、年間200人出生人口があるというようなことで、無料化のことについてだけ、それだけではないと思いますがという、そういうことで、検証してみないとなかなかわからないんですけれども、先ほど市長からもあ

ったような、子育て支援についての直接的な支援をするということではなくて、先ほど申し上げましたような、かみのやま寺子屋事業における対象児童を拡充していく、それから学校教育支援員の配置で、間接的な地道な取り組みで効果を上げていきたいと考えているので、先ほど申し上げましたように、現時点では実施の予定はありませんということをお答えしました。

○坂本幸一議長 井上学議員。

○2番 井上 学議員 地道な活動も、私も本当に重要だと感じていますので、そういったところで支援を深めていっていただきたいのと、やはり現時点ではというところありますので、いつかの時点でという部分で考えられるのかなというふうに言ったので、これは本当に、市長が言ったようなサービス競争になってはいけない、サービス競争という観点から持ち込んではいけない学校給食無料化だとは思いますが、山形県内の他自治体でもこういった取り組みが広がっていると思います。それについて、何か感じるころがありましたら、お知らせ願います。

○坂本幸一議長 教育長。

○古山茂満教育長 山形県内で行われているのは、尾花沢市とか南陽市とか、それから村山市とか、そういうようなことで行われているわけですが、具体的にその取り組みがどういう効果をあらわしているかということについては、私自身はちょっと認識していませんので、管理課長から答えていただきます。

○坂本幸一議長 管理課長。

○太田 宏管理課長 県内での実施の状況ということですが、今、教育長がお話ししましたように、尾花沢市、村山市、南陽市で第3子以降の給食費の無料化ということで、多子世帯への経済的援助というような観点から行われ

ていると聞いてございます。

○坂本幸一議長 井上学議員。

○2番 井上 学議員 わかりました。私が目指すのは完全というか、全ての子どもというふうな部分なので、そういった部分では、県内でも取り組まれているところはないということはわかりました。

しかし、そういった中でも、少しずつでも進んでいるのではないかというようなことで、本市においても、ぜひ考えていただきたいと。本当に私も小学校時代、給食、本当に大変楽しみで思い出深いものでありました。それが、もし無料化になったとすれば、やはり子どもたちも、「うちの市では給食無料だったんだぜ」というふうな愛着とか、そういったところにもつながるのではないか。そういった部分も含めて、今後、検討して行っていただきたいと申し上げ、私の質問を終わります。

散 会

○坂本幸一議長 以上で本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4時13分 散 会